

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (19 . 3 定)			
日 時	平成 19 年 9 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、山口副委員長、千葉・成田 (祐) ・中島・高橋・ 佐藤・井川・久末 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、中島委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が千葉委員に、吹田委員が成田祐樹委員に、菊地委員が中島委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

井川委員

北海道立小児総合保健センター跡地利用について

私が議員になって、代表質問、一般質問を含め、4回ほど質問させていただいております北海道立小児総合保健センター跡地利用についてなのですが、道の所管ということで、非常に厳しいものがあると思うのです。今までは運営していたので、あまり気にもとめていなかったのですが、今月1日からもう運営していないということで、電灯もついていない、大変暗くて、何かまちの中にぽっかり穴があいたというか、4万4,000平方メートルという大変広大な敷地が空洞になってしまったということで、住民の方も非常に残念だと話しております。

そこで、私も道にいろいろ注文をつけて、購買意欲をそそるようなホームページにしてくれるように何回もお願いしたのですが、今のところ何かするという企業も自治体もないもので、大変難しいと思うのですが、ホームページへのアクセス件数については、何件くらいあったか教えてください。

（総務）企画政策室渡辺主幹

北海道立小児総合保健センター跡地利用のホームページへのアクセス件数ですが、現在、5,000件近くあるということでございます。

井川委員

全国区ですから、多いのか少ないのかわからないのですが、5,000件近くもあって、ただアクセスというだけで、問い合わせというのですか、例えばこういう起業をしたいとか、こんな病院を出したいとか、そういう何か希望的な意見はなかったのですか。

（総務）企画政策室渡辺主幹

アクセス数はそうなのですが、そのほかにこのインターネットだけではなくて、医療法人や社会福祉法人等に対しても、道の方では周知・宣伝に努めているところでございます。そういう中で、とりあえず数件ほど問い合わせがございまして、例えばその施設の一部を見せていただきたいということはあるのですが、具体的には成功していないといいますが、実際、そこまで至っていないという現状でございます。

井川委員

このホームページを私も見たのですが、これは賃貸ではなくて道としては売却ですね。高橋知事にもお願いしたときに、道も非常に財政がひっ迫しているんで、売却したいという話を私は直接伺いました。けれども、あまりにも広大で、買う業者がなかなか見つからないということだと思っております。それで、私も何回も企画政策室に行ってお願っているのですが、企画政策室の方で道に陳情に行って、市長も行っているようなのですが、手ごたえというか、何かございましたか。

（総務）企画政策室渡辺主幹

企画政策室の方で、道といろいろ連携を取らなければいけないものですから、道と私どもで連絡会議を設けてございます。そういう中で要請活動をしておりますし、そのほかにも企画政策室長も北海道に行きまして、いろいろ要請しているというところでありまして、先ほど井川委員がおっしゃったとおり、大きな建物である、建物自体が老朽化といえますか、ああいう状態にあるものですから、それを解体するにも当然何らかの費用がかかってくる。また、改修するとなりますと、道立小児総合保健センターなものですから、一つ一つの作り自体があくまでも小さい病院となっています。ですから、それをほかに転用するとなりますと、相当な費用がかかっていくといった、いろいろ状況がございまして、なかなか利用希望者が最終的には出ていないというところがございますけれども、いずれにしましても私どもとしましては、地域振興上、どうにかしていかなければいけないということはわかってございますので、それを要望していくというふうに考えてございます。

井川委員

要望しても買手がなかなか見つからない、今までアクセス件数はあっても、買い求めるという業者が見つからない時点で、非常に難しいと思いますけれども、やはりあきらめないで、最終的にやはり細かく分譲する。私が聞いたときは、ヘリコプター基地だけは欲しい。そして、あそこに何をするのかと聞いたら、つくりたいものはある。例えばこの一こまが欲しい、そういう方には私も何人かはお目にかかったことはあるのです。実際、私も見に行った時点で、やはり建物は、市立小樽病院から見たら、ずっと手をかけています。平成10年度に直していますし、強度も、いろいろな部分でまだ使えるのですけれども、なにせ小児総合保健センターですから、トイレなども非常に小さいのです。ですから、医療系・福祉系といっても、恐らく老人保健施設には向かないのかと思う。施設自体が子供用ですから、向かないのかという点も懸念してまして、市民としては、最初に要望したときには、ぜひ老人保健施設を銭函地区につくってくださいというものでした。それで、企画政策室の方に、医療と老人保健施設を併設したものをということでお願いしたのですけれども、一向に手を挙げてくださる業者がないので、やはりこれからはもっと広い意味で、医療とそういうところだけでなく、銭函の住民が4年、5年前に要望したのから相当変わっていると思うのです。ですから、できれば例えば娯楽施設でも温泉でも何でもいいのですけれども、そういうものでも、別に限ってはいないとは言いながら、やはりあそこは医療系だ、福祉系だという感じになってしまうので、もしできれば用途変更も含めて、これからもめげないで、何回も道の方に、小樽市の意向はこうだということで要望をしていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

（総務）企画政策室長

今、委員の方からもございましたとおり、道の施設の利用意向のある方へ、例のホームページも当初は福祉・医療系という部分に限って出していたという経緯もございますし、建物と敷地、両方含めての跡地利用といったわりと条件がきつかった部分があると思っております。

ただ、昨年の2月ですか、このホームページを立ち上げてきましてから、あれを使いたいという具体的な話もないということで、このホームページ上も弱くなっているといえますか、基本的には現状での譲渡を想定していますが、条件等については個別で相談させていただくとか、そういったことも一定程度緩くなってきている。そういったことも含めて、私どもも頻繁に道の担当の方とは連絡をとりながら、この状況把握をしていきたいというふうに思っております。

ただ、委員も御承知と思うのですけれども、今、道立小児総合保健センターの横に乳児院が建っております。これも7,000平方メートルほどの敷地があるわけですが、これを道の福祉施設を民間移譲するという、要するに平成20年度いっぱい乳児院はなくなるという、そういう状況になっております。そうしますと、両方合わせますと5万平方メートルぐらいの建物が、未利用の建物ということになるわけですから、私どもも単に民間利用ということ道を待つだけではなくて、平成9年度から話をしていますが、再度、平成20年度いっぱい乳児院がなくな

るということも含めて、ある意味ではもう一度、道とは何らかの利用方法や活用の仕方について、具体的な協議をしていきたいというふうに思っております。

井川委員

本当に小樽で一番これからまちの発展を望めるのは、銭函地域の方ではないかと私は思っているのです。それで、やはり何といっても、まちの活性化のために、ぜひ、何回も申し上げますけれども、めげないで、何回も道庁の方に行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員

北海道洞爺湖サミットに関連して

北海道洞爺湖サミットの件について質問させていただきます。

今回、一般質問で自民党の久末議員からも、北海道洞爺湖サミットの件に関して質問がありました。その質問をさせていただく中で、ある問題に関しては企画政策室、ある問題に関しては経済部といったような形で、多方面にわたって話を聞かなければならないというような事態が起こっております。来年度の大変短い期間ではありますけれども、この庁舎内でぜひ窓口の一元化を図っていただけないかと思っておりますけれども、そのことについていかがですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

サミット関係の庁内の窓口の一本化ということの御質問でございましたけれども、北海道洞爺湖サミットに関係するものにつきましては、私ども総務部新幹線・高速道路推進室が事務分掌上、広域行政ということも担当しておりますので、まず、市の窓口となりまして、この案件について話を伺いまして、その内容につきまして、それぞれ所管に連絡して、協議をしながら進めていくという体制をとっております。

それから、各部に直接そういったサミット関係の情報がいった場合につきましても、こちらの方に情報提供をしていただくということで一本化を図ってまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員

今、この北海道洞爺湖サミットに関しては、久末議員の一般質問の中で後志支庁サミット推進会議とタイアップしながら、小樽市も進めているという答弁をしていました。

昨日の北海道新聞の中で、北海道洞爺湖サミットの件について取り上げられておりました。その中では、主な予定として、項目別にさまざまな行事が載っておりましたけれども、この中で海外プレスツアーというものを開催まで5回、全道各地で開催されるという記事が載っておりましたけれども、認識として多少わからない部分がありますので、その海外プレスツアーというものがいかなるものか、わかっている範囲で結構ですけれども、教えていただきたいと思っております。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

海外プレスツアーの内容でございますけれども、このプレスツアーといいますのは、東京に駐在しております外国人の記者に対しまして、サミットの会場で北海道の自然や食、文化など、そういったものを実際に体験してもらいまして、北海道の魅力を売り込むということを目的としております。先月、30、31日にもこのツアーがございまして、新聞等でも紹介されておりましたけれども、ニセコ町で歓迎夕食会が開催されたところでございます。

佐藤委員

そのような中で、後志支庁サミット推進会議とタイアップしてという話は先ほどしましたけれども、主要参加国の例えば領事館が札幌市にどれぐらいあるのか、その辺はもう調べていることとは思いますが、そのようなところに、サミット推進会議とは別に小樽市としてセールスをしていく、そのようなことは考えていないのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今の御質問についてでございますけれども、札幌市内には、サミット参加国の領事館といたしまして、アメリカ領事館とロシアの領事館の二つがございます。サミットに関連いたしまして、領事館がどのような役割を果たすかということはまだ不明でございますけれども、本市では国際交流の関係等で各領事館とのつながりもございますので、あらゆる機会をとらえながら PR に努めてまいりたいというふうに考えております。

佐藤委員

なかなか待っているのは、ここで PR ができないわけですが、例えば小樽市のトップセールスとして、市長若しくは副市長がこの領事館だけでもパンフレットを携え、そして小樽の魅力を伝えるべくセールスに歩くと、そういうことは考えられないですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

いろいろな状況も判断いたしまして、そのようなことも意見として伺って、考えていきたいというふうに思っております。

佐藤委員

そのような形で、できればみずから足を運んで、PR をして、ぜひともサミット開催時、それ前後を合わせて小樽にも多くの人に来ていただけるような取組もしていただきたいと思っております。

消防団について

消防本部に質問させていただきます。

今回の議案で、団長の任期を 4 年という形で上程されているわけですが、昭和 22 年度に施行された消防団令は、昭和 23 年度に消防組織法が公布され、小樽市消防条例が制定されたわけです。その消防団条例においては、団長、副団長の任期は 4 年と、かつては明記されておりました。今回、初めてこの条例の中に改正ということが出てきておりますけれども、副団長の任期についてはどのように考えておりますか。

（消防）主幹

このたびの消防団条例の改正につきまして、今まで定められておりませんでした団長の任期について、4 年ということは定めたところでございますけれども、副団長以下につきましては、解職年齢が定められておりますので、任期というものを定める考えはございません。

佐藤委員

それは、今後、検討していくつもりはないと、そのようなことなのですか。

（消防）主幹

副団長以下の任期について、条例に定める考えはございません。

佐藤委員

副団長の任命経緯について教えていただきたいと思っております。

（消防）主幹

副団長の任命につきましては、消防組織法の中で、市長の承認を得て消防団長が任命するということになっております。本市におきましても、このいわゆる団長が適任と認め、市長の承認を得て任命しているということでございます。

佐藤委員

今後、高齢化の波に乗って、高齢者も団員として消防団に入ってくるのが予想されると話されておりましたけれども、上限の年齢は今回定められたということですが、消防団員からは、消防団長の任期に関しては 4 年という形で今回上程されているけれども、副団長以下の任期に関してはどうも理解できない、若しくははっきりしない。こういうところがありますので、もし今後検討するようなことになりましたら、そのときはぜひ検討してい

ただきたいと思しますので、よろしく願います。

続きまして、分団の装備、備品について質問させていただきます。

現在、各分団においては、消防ポンプ、小型ポンプほか、ホース等の備品がそれぞれ配備されているという話を聞きましたけれども、この小型ポンプに関しては、各分団でどれぐらいの数を保有しているのですか。

（消防）主幹

小型ポンプにつきましては、全18分団合わせて37台を装備しております。1台のところから、多いところでは4台持っている分団もございます。

佐藤委員

その小型ポンプの耐用年数について聞きますけれども、その小型ポンプの古いものというのですか、そういうものはいつぐらいから設置されたものがあるのですか。

（消防）主幹

この小型ポンプにつきましては、特に耐用年数というものは、定められてはおりません。相当古いものもあろうかとは思いますが、整備をしていながら、使える限りは使っていきたいと、このように考えております。

佐藤委員

あわせて、先ほどホースの話が出ましたけれども、ホースの耐用年数に関しては、どのような考えですか。

（消防）主幹

ホースにつきましても、各分団で10本から15本、多いところでは30本ぐらい所有している分団もございますけれども、こちらにつきましても、特に耐用年数は定めておりません。使えなくなったものは交換していく。使える限り使っていきたいと、このように考えております。

佐藤委員

これから、消防団員の年齢の上限の撤廃ということもありまして、希望としては、消防団員が増えていただきたいということを見ると、それを使用する人たちも増え、使用頻度が増えるということは望みませんが、いざ使う段になって、実は動かない、実はホースが破れて使い物にならないと、そういうことではそこに置いてある意味がないわけですから、その辺に関しましては点検されているものと思うわけですが、ポンプにおいては古いものでは昭和42年製が現存するという話も聞いておりますので、ただ動くということだけではなくて、これを現場において使用するに当たっての支障がないように整備する、又は新しいものに更新するということを随時行っていただきたいと思しますので、よろしく願います。

自動体外式除細動器（AED）について

今、自動体外式除細動器（AED）の設置を広めているという話を聞きました。

8月19日、私の町会でも、消防団員が主催して、一般救急講習会を開催し、そこでAEDの取扱いについて、町会の人たちを集めて行ったわけですが、このAEDの設置状況や今後の取組について質問させていただきます。

（消防）警防課長

AEDの設置状況及び今後の取組等についての御質問でございますが、AEDにつきましては、設置義務及び設置した旨の報告義務はございませんことから、私ども、把握できる範囲での数値しか説明できませんので、御了承をいただきたいと存じます。

現在の私どもが把握している数値でございますけれども、市有施設、16施設、21台、民間施設、19施設、22台、小樽商科大学などの学校施設、5施設、5台、合わせまして40施設、48台でございます。

なお、昨年来、市長部局の中で、私ども何度か会議を持ちまして、市有施設につきましては104施設、民間施設につきましては646施設、合わせまして750施設を抽出いたしまして、その中から特に急いで設置したいという施設に

つきまして、21か所を選び出したところでございます。そのうちの今申し上げましたとおり、市有施設につきましては、16施設に設置しているという状況でございます。

次に、取組状況の関係でございますが、既に私ども消防本部といたしましては、今年1月に発行されました「小樽あんしんマップ」につきましても、AEDの設置場所を図面に記入してございます。また、5月ごろに開催されました、経済部で所管しております関係の6団体にAEDのチラシなどを320枚配布させていただきまして、設置の促進を求めたところでございます。また、小樽商工会議所におきまして、毎月発行している冊子がございますが、この6月号、これは約1,000部発行しているそうでございますが、これにつきましても、私どもチラシということではございませんが、設置に必要なということで資料を提供し、掲載していただいております。また、消防本部といたしまして、今年の5月、6月にかけて、主に大きな、また業態を考慮して、57施設に対して直接チラシ等を配って、実は設置の促進をお願いしてきたという経過がございます。これにつきましては、今後も同じような取組をしてみたいと考えているところでございますが、今後の取組といたしましては、9月9日にスタートいたしました「おたる救急ステーション事業」につきましても、今後も順次進めてみたいと考えているところでございます。

また、来年度以降になるとと思いますが、今回、24時間の応急手当の講習会をしていただきましたので、その方たちのいわゆる御理解、御協力をいただいた中で、市民が市民に応急手当を指導していく、伝えていくような、新しいいわゆるアシスタント制度的なものを構築してみたいと考えているところでございます。

佐藤委員

設置に関しては、強制できないものであるという話ですけれども、道教委によりますと、高校にはそのAEDを配備するという方針になっておりますけれども、小学校、中学校におきましては、お願いはするけれども、こちらの方から設置を義務づけることはできないということなのですか。

（消防）警防課長

私ども消防本部の立場といたしましては、少しでも救命率を向上させたいという思いの中で、いろいろな業務あるいは事業に取り組んでいるところでございます。したがって、学校だけではございませんが、少しでも多くの施設がAEDの設置に向けて、また、AEDの必要性を認識していただくことが、私どもにとってはより救命率の向上にかかわってくるものと考えてございますことから、私どもとしては一つでも多く設置していただける施設が増えることを願っているものでございます。

佐藤委員

今後の取組というところで、9月9日の「おたる救急ステーション事業」、そして応急手当の普及の認定という話を今されましたけれども、私が8月19日の講習会に出席した際には、AEDの使い方について、AEDをあけると、その音声によって、そのとおりやればAEDを十分使いこなせることができるということを体験させていただきましたけれども、やはり参加者の中にはさわるのも怖い、どういうふうに扱っていいのか、さわる前からさわることをためらうという方が多くいます。

この「おたるステーション事業」に関しては、今後どのような頻度、スケジュールで行っていく予定なのか、聞かせていただきたいと思っております。

（消防）警防課長

今、委員の御質問にございました「おたるステーション事業」の部分につきましては、将来的な目標値という部分について簡単に説明を申し上げますと、小樽市内の至る場所にそういう応急手当のできる場所と人をつくってみたいという考えがございます。そうすることが、結果といたしまして、地域やあるいは家庭、もう少し小さく言いますと、御本人のいわゆる安全・安心は自分で守りながら、だんだん輪を広くしていくということが求められると思っておりますので、これにつきましては、既に9月1日の段階で、市有施設は10か所、民間施設につきま

しては 1 か所からの申出もございまして、そこでスタートしてございます。将来的には、少しでも多くのステーションをつくっていく中で、救命率の向上に向かって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

佐藤委員

ぜひ消防団員の方たちを通して、その講習会を広く多く開いていただき、ぜひそういうような試みをしていただきたいと思えます。

また、応急手当の普及員の認定に関しましては、要するに A E D の取扱いに関して、指導的な立場でその扱いに関して教える先生というような立場になろうかと思えますけれども、小樽市として、消防本部として、今後の目標人数を設定されているのであれば、教えてください。

（消防）警防課長

今、御質問にありました 24 時間の講習、いわゆる普及員の認定講習でございますが、今回初めて開催したところでございます。この講習には、消防団員ほかに、大きな事業所の方、あるいは一般市民の主婦の方も含めて 22 名の参加をいただきまして、認定を受けたところでございます。私ども、将来に向けては、この 24 時間の講習を受けました普及員となられているこの方たちの御理解をいただいた中で、先ほども話しましたとおり、アシスタント制度を立ち上げ、市民とともに応急手当の普及に努めてまいりたいと考えてございます。

実は、今お話がありましたように、この普及員をどのぐらい養成していくかという部分につきましては、多ければ多いほどいいということではございますけれども、しかしながら 24 時間の長丁場でございます。1 日 8 時間で 3 日間ということで、なかなか集まれるかどうかという部分もございまして、私どもとしては、年 1 回程度で、将来的には 3 けたに乗せることができることが目標と思っているところでございまして、今、22 名でございますので、今後、時間をかけながら、そのような形で進めてまいりたいと思っているところでございます。

佐藤委員

私が参加した講習会の中で、参加した人たちの感想としては、とてもわかりやすかったという話と同時に、1 回だけ受けたのでは、半年後、1 年後にはまた忘れてしまうのではないかという話も感想としてありました。そして、限られた時間内で A E D の操作を行うということなのですけれども、その場では 3 人一組で A E D の操作を行うということでございました。すべて参加した人が、それぞれの役割でそれぞれの体験をするということが、なかなか時間内には難しいということがございました。見て、理解しているつもりだという方も大変多いような気がいたします。ぜひ 1 回、講習がその地区でその人たちで終わったからいいのではなくて、この人の命にかかわることですから、同じ地域でも、同じ人たちでも何回も、ぜひ講習会を開いて普及させていただきたいと思えます。

学校の赤水対策について

続きまして、教育委員会の方に移します。

井川議員の代表質問で、財政問題に関しては、小樽市は大変厳しい状況にあると、このような話をさせていただきました。そんな中で、実は長橋中学校の P T A から、学校の給水設備の老朽化に伴い、鉄くさい水が出ることから、水飲み場を含めた給水設備を更新していただきたいという話が私の耳に届きました。このことに関しては、既に校長会で教育委員会の方に話があったとは思いますが、教育委員会の方ではこの件に関してはどのように考慮していますか。

（教育）総務管理課長

長橋中学校の給水設備の関係でございますけれども、長橋中学校から、夏休み前に、実は特にメインだったのが家庭科室なのですけれども、要は家庭科室は 2 学期がメインで使用するというので、夏休み前に準備をするという状況でございます。そういった状況の中で、夏休み前に家庭科室の給水栓をあげたところ、赤水が出たという報告を受けてございます。

我々の方で早速現地調査等をさせていただいたところでございますけれども、まず、家庭科室につきましては、

どうしても管が非常に長いということと、それから 2 学期がメーンということで、半年以上も使わないということから、どうしても赤水が出やすいという状況がございます。家庭科室の水につきましては、一応 2 学期が始まる前に流水していただいて、今のところ何とか使っているという状況でございます。

佐藤委員

実は、赤水の問題につきましては、今から 2 年ぐらい前、潮見台中学校でこの赤水の問題が発生いたしまして、赤水を何とかしてほしいとお願いしたところ、保健所の水質検査においては、特に飲料に関しては、色はついていけるけれども問題はないということで、その後、そのまま使ってくださいということで、ただし、学校としては、赤水を子供たちが飲みたくない、嫌いだ、口にできないという子供もいまして、子供たちには「各自で水筒を自分の家から持ってきて、その水筒の水を飲みなさい」というような指導をしていた事実もございます。しかし、その後、小樽市管工事業協同組合から、それは大変だろうということで市に 300 万円を寄付するというような形で、潮見台中学校の水道管を改修整備するというような経緯がございました。

基準が満たされて飲むことができる水であるという話ですけれども、子供たちにとっては、やはり口にすることができないというのが現実です。財政の大変厳しい中、あれもこれも直してほしい、建て替えてほしい、修理してほしいというのは大変なことは重々承知ですけれども、口に入る、体の中に入る水でございますから、その辺に關しましては、今後の予算措置もありますけれども十分配慮していただきたいと思います。

教育部長

委員がおっしゃったとおり、ただいまの潮見台中学校の赤水対策については、平成 17 年第 4 回定例会でお話ございました。平成 18 年度予算の中で、これは飲み水で、やはり子供たちに影響があるという心配もあり、検査上は大丈夫なのですけれども、最優先で実は予算化させていただきました。それで、おっしゃるように、潮見台中学校は管工事業協同組合からの御協力をいただきまして、原材料ということで、残る 6 校か 7 校だったと思いますが、これはもう全部市の予算化した中で最優先でやってございます。

基本的にはそういうことでほとんど大丈夫なのですけれども、問題は年に数回しか使わない教室がございます。ただいまの家庭科室、理科室、こういうところは一般家庭と違いまして常時使っていれば別に問題がないのですけれども、年に数回しか使っていないものですから、どうしても赤水が発生せざるを得ない部分もございます。この部分については、そんなに使うところではございませんので、流水しながら、やっていただくということにしまして、残り全部の赤水対策を終えてございます。ただ、銭函小学校か中学校の一部の部分については、去年話したのですが、学校側でまだいいということだったのですが、今年になりまして、私ども赤水対策という形でやってございますので、そういう意味では、赤水は基本的には解消されたというふうに思っております。ただ、これからまた老朽化が進んでくれば、そういう問題も出てきますでしょうし、そういう部分については、当然、私どもは随時、やっていかないとならないと思います。今のところはそういうことで終えて、たぶん長橋中学校もそういう意味では家庭科室が中心でございますので、そういう部分は流水でお願いしたいということをお願いいたします。

佐藤委員

はい、わかりました。

小中学校への A E D の設置について

続きまして、先ほど消防本部で話があった A E D の設置の件ですけれども、小学校、中学校に関しては、消防本部ではお願いする立場でしかないというような話がありました。実は、いろいろな形で、北教組の大会で A E D に関しては、問題を明らかにし、当面一方的な導入をさせないように取り組む、道教委交渉を強化し、学校に配置する法的根拠はない、A E D の管理責任は校長にある、講習は義務づけられていない、A E D 使用の有無で法的責任は問われないなどの見解を示させるとともに、今後も北教組と十分協議することとさせたということがございま

す。

小学校における A E D の設置状況に関しては、いまだ設置されていないとは思いますが、ただしその A E D を使いこなすには、先ほども話したように、使い方を習得するということが大変に必要なことではないかと思えますけれども、この辺に関しては、学校の教職員はどんな状況になっているのですか。

教育部川田次長

学校の A E D につきましては、今お話がありましたように、全小中学校には今のところ配置されておりません。ただ、今般、私どもの方で寄付でいただいた 1 台がございまして、それは中体連対応という形で、一部市教委に置いておいて貸出しをしているという状況にございます。というのは、主に A E D の使用する場合、やはりボール競技などでボールが心臓に当たった場合に心停止をする、そういうときに使用するという、学校医の助言もありまして、今、市教委の方で貸出用に 1 台を持っているという状況になってございます。

それから、教員に対する講習などの関係でございまして、これにつきましては、教育委員会で消防本部の講習がございまして、その講習を受けてくださいという文書は、学校にはそれぞれ通知してございますので、学校の授業の関係で受講する教員がいれば、当然受けているというふうに思っていますし、現実受けている教員もございまして。そういう中で、私どもとしては、北教組の立場もいろいろありますけれども、やはり命を守っていくという形においては、そういった講習についてやはりもう少し推し進めていきたいというふうに思っています。

佐藤委員

今、聞いたところによりますと、講習を受けたかどうか、なかなか定かではない、指導はしているという話でありますけれども、設置されてから、急いで講習を受けに行くということにはなかなかならないわけですから、管理職もいろいろ仕事があって、その場を離れるということもあるでしょうから、ぜひ管理職以外の全校の教職員の方にもその講習を受けていただくような指導をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

教育部川田次長

A E D の講習につきましては、先ほども申し上げましたように、今回、そういった形で教員には周知をしてございますし、今話しましたように、やはり A E D によって救える命があるわけですから、そういう観点から、再度、先ほども言いましたけれども、教員に対する研修の受講については、推進していきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

A E D について

今、佐藤委員からも A E D について御質問があったのですが、違う観点から、A E D について質問をさせていただきます。

9 月は救急医療週間ということもありまして、テレビ、また、各市で、各自治体の応急手当などの取組が紹介されておりました。この A E D に関しましては、一般の方も使えるようになったということで、その現場に居合わせた一般の方をバイスタンダーと呼ぶそうですけれども、小樽市におきましても、先ほどのように、議会などで設置のあり方や重要性が議論されてきたところであります。小樽市民の皆さんも、A E D と聞けば、心臓に電気ショックを与えて、助かる命があるということも知るようになりました。本年 6 月、総務省が住民に対する A E D の普及状況を発表しております。先ほど講習の話もありましたけれども、A E D の内容を含んだ講習を受けた方が、平成 18 年度道内では小樽市の人口よりも多いのですが、14 万 7,409 人いたそうであります。

この講習を受けた方の人数なのですが、平成 18 年 4 月 1 日から 19 年 3 月末までは、平成 17 年 1 月 1 日から 18 年 3 月末までから 1.5 倍に増えたというデータがありまして、本当に消防本部で行われている救急講習会の中で、A

E Dの使い方などを指導していますけれども、小樽市において、普通救命講習と一般救急講習があると思いますが、参加人数はどのぐらいになるのか、平成17年度から平成18年度の推移などがわかれば教えていただきたい。その中で、実際に講習を終了したA E Dを操作できる方に受講証を渡しているようなのですが、何名いるか、教えてください。

（消防）警防課長

普通救命講習の修了者数、受講者数でございますけれども、推移については持ち合わせてございませんので、平成17年4月1日以降、今年の7月末までの普通救命講習の受講修了者につきましては、1,025人でございます。

また、先ほど佐藤委員も話しておりました、3時間あるいは4時間の普通救命講習未満、たぶん1時間程度のものであったかと思いますが、そういう一般救急講習につきましては、4,171名となっております。私どもはそれに数字が出てきていると思っています。

また、推移については、今日、資料を持ち合わせてございませんので予測なのですが、間違いなくA E Dの関心度は高まってきておまして、恐らくスタート当初より少しずつ率が上がってきているのではないかと考えているところでございますが、改めて説明に伺いたいと思います。

千葉委員

救急ではプレホスピタルといいまして、救急救命士が行う応急処置が本当に重要になってくるとともに、市民が役割を果たすという意味では、A E Dの拡大というのは非常に有効であるというデータも出ております。

先ほど言いましたバイスタンダーなのですけれども、消防庁の数値によりますと、心肺停止状態のうちに急病人に対してA E Dを使って救急処置を行った場合と救急処置を行わなかった場合、その生存率を出しているデータがありました。A E Dを使った場合には1か月後の生存率は使わなかった場合の4倍だったというデータがありました。

これを見ましても、やはり心室細動が起こって、1分ごとに7パーセントから10パーセントに生存率が低下していく中で、A E Dを一般市民が使って救命率を上げているということは非常に重要だと思うのですけれども、実際に小樽市で、そういう救急の現場に居合わせて、A E Dを一般市民が使用したケースは今までであるのかどうかということと、平成18年度の救急車の出動の中で、救急隊員の心肺停止における救命処置としてのA E Dの使用状況も含めて教えていただけますか。

（消防）警防課長

市民の方がA E Dを活用した事例につきましては、現段階ではございません。

平成19年1月から9月までに、心肺機能が停止した状態にある出動件数は104件でございます。この104件のうち、電気ショックあるいは気道確保、挿管、薬を使う輸液関係等の特定行為をしたものは71件でございます。それ以外は心肺停止状態であっても、既にその適用除外だったのだらうと思います。現在、細かい数値は押さえていませんが、心肺停止状態は少なくとも例年200件程度でございます。

平成18年度、心肺停止状況は159件であり、特定行為をしたものは111件、そのうち救命処置により1か月以上生存したのは11人となっております。

千葉委員

今の数値からもわかりますように、その必要性から、先ほどの質問の中でも、A E Dの設置箇所が増加傾向にあるというふうには私は本当に感じております。先ほど説明がありました、市有施設の設置箇所が16か所で21台、民間施設に関しては把握しているところで19か所で22台ということでしたけれども、この設置箇所の装置について、8歳未満の小児が使用できる装置があるのか、また、パッドなどの装置の整備状況を、把握している範囲で教えてください。

（消防）警防課長

8歳未満の小児に対するAEDの使用につきましては、メーカーで10月ごろからパッドが販売されてございます。それがない場合の対応については、大人用のパッドで電気ショックをかけるということとなってございまして、現在、設置されておりますAEDの施設の中で、小児用のパッドがあるかどうかについては把握しきれておりません。ただ、市有施設につきましては、小児用のパッドは現在設置されておりません。

千葉委員

先ほど話がありましたけれども、AEDの設置箇所がこれからも増えて、どうやってこの普及をしていくかという事業の取組が、これから本当に重要になってくるといふうに感じましたけれども、バイスタンダーの応急処置の重要性などをこれから訴えていく活動が非常に大切ですし、その活動が民間企業や事業主などに広がり、また、小樽でいうと観光客の多いまちですので、店舗への設置などにつながると考えています。その中で、設置されている場所にいる方がAEDを使えるかどうかということが非常に大切だといふうに考えるのですけれども、そこで確認させていただきたいのですが、現在、市役所には、受付にAEDが1台設置してあります。そこにいる方は講習を受けられているかどうか。もし万が一そういう事態が起こった場合に、市の職員の連携体制が決まっているのであれば、教えていただけますか。

（消防）警防課長

市有施設にAEDの設置がスタートした段階では、その施設等の職員あるいは嘱託の方等も含めてですが、4時間の普通救命講習を受けていただいています。したがって、市役所にございますAEDの周辺にいる方は、すべてとは言いませんが、おおむね応急手当の講習を終了した方で、使い方は承知しているものと思っております。

また、そのときの役割分担というお話でございましたけれども、普通救命講習を受けた方は承知だと思いますが、この役割は、倒れた方がいたときに、まず、そばにいる方がその旨を伝えることが必要となりますので、当然声を発していただくしかございません。「ぐあい悪いぞ、だれか倒れたぞ」とそこから始まりますので、その段階で、「あなたは救急車を呼んでください」「あなたは何をしてください」と一定の責任を持って、行動を指名することとなってございます。したがって、AEDを使用する方、119番の通報をする方、あるいはその周りで二つ目のいわゆるけがや災害等が起きないために、その周辺を整理する方など、それぞれ役割は自動的に決まってくると思っておりますので、今はだれが何をするというようなことまでは定まっておりますが、自動的にそういう態勢になるものと考えてございます。

千葉委員

今話がありましたように、確かにそうであると思うのですけれども、実際にそうなったときに、先ほど佐藤委員の方からもお話がありました、講習を受けているけれども、私はできないということで、みんながお手上げ状態になってしまったり、市民の皆さんが当然窓口に来ているわけですから、そちらをほうっておいて行ってしまうと、窓口業務が滞ってしまうということがあると思うので、一応責任者みたいな方を決めていただいて、もしそういう事態が起こった場合には、誰が行くといった人の体制をつくっていただいた方がいいかというふうに思いますが、どうですか。

（消防）警防課長

その事案が発生したときに、そばにいるバイスタンダーの方はどんな動きをするのかという話をさせていただきましたが、組織としてチームを組んでいる市役所内におきましては、基本的にはそのリーダーであります所属長等が当然、仕切りあるいはさばきをするものと考えてございまして、また、そうしていただくこととなると思います。

千葉委員

わかりました。

これからの普及活動についてということで、先ほど話がありましたけれども、「おたる救急ステーション事業」という話が出ていました。

まだ消防本部のホームページの方には出ていませんでした。それで、先ほど市有の公共施設には10か所、また民間には1か所がステーションとして設置したという話でしたが、この「おたる救急ステーション」というのはどのようなものか、詳しく教えていただけますか。

（消防）警防課長

「おたる救急ステーション」の関係でございますが、なにせ9月9日にスタートしたばかりで、現在取り組んでいるところでございますので、ホームページへのアップにつきましては、もうしばらく時間をいただければと思っております。

それから、この「おたる救急ステーション事業」のいわゆる概要といいますか、目指すものについて簡単に説明させていただきますと、AEDが設置されていて、あわせて応急手当のできる方がいる場所あるいは施設、ゾーンも含めてでございますが、ここに対して「おたる救急ステーション」と位置づけまして、そこにステッカーなどを表示して、市民あるいは観光客の方も含めて、わかりやすく明示させていただいて、そこが応急手当を提供できる場所ということで指定してまいりたいというものでございます。私どもはこの「おたる救急ステーション」を今後ますます進めてまいりたいと考えてございます。先ほど少し話しましたように、小樽市内の至るところに応急手当のできる場所と人をどんどんつくってまいりたい、そういうまちづくりはできないものかということで取り組んでいるものでございまして、これはいわゆる応急手当と機械があることによる一つの安全・安心なまちづくりにも基づくものだろうと考えてございまして、これを進めていくことで、最終的には災害に強いまちづくりになるのではないかとこの到達目標をもって取り組んでまいりたいというものでございます。

千葉委員

今、話があったように、観光都市として小樽というのは人が多く集まるところに設置が進むと考えますし、また、小樽として、今話があった安全・安心なまちづくりが進むと思います。最近では札幌市のコンビニエンスストアなどでもAEDの設置も進んでいまして、24時間体制ということで、私はそういうところがあると非常に心強いと感じたのです。少し質問の視点を変えたいのですけれども、初めに質問した普通救急講習の救命講習修了者、AEDが使用できる方は、1,025名という話があったのですが、主にどのような方がこの講習を受けられているか、教えていただけますか。

（消防）警防課長

現在、細かな業種の数値を持っていませんが、福祉関係の施設の職員がいます。それから、比較的大きな事業所の従業員の方、そして残りは応急手当を覚えたいという、一般の家庭の方などとなってございまして、最近は福祉・医療施設関係のケア施設のようなところの方も少し目立っているところでございます。

千葉委員

職業はさまざまだと思うのですが、AEDの使用方法を習得したい方というのは、それを必要とされている、今のように福祉施設、福祉に従事している方とか、また、AEDが設置されている場所で働いている方とか、一般の市民の方で言えば、実際自分が心臓に病状を抱えている方、また、その周りにいる家族の方とか、さらにスポーツに携わっている方です。皆さんに共通しているのが、先ほど話がありましたけれども、実際にそのような心肺停止の方を自分も助けることができるかもしれないという必要性から、この講習を受けられている方が多いと思います。

私も思いますのは、このAEDが報道で多く取り上げられている中で、やはり運動最中また直後に心肺停止になったという事例が報道では多く取り上げられています。マラソン、水泳、バスケット、例えばよく取り上げられるのは、青少年が野球をしているときに、胸にボールが当たって心肺停止に陥ったという事故が起きているというこ

とが報道されていて、青少年の皆さんにとって、スポーツというのは、強い精神力を養い、チームの団結力や人間関係を本当に多く学ぶ場であるというふうに思います。ただ、それを指導する側や主催する側、また、保護者の皆さんというのは、そういう事故が起きるのではないかと、また、けがをするのではないかと不安を本当にぬぐいきれないのだと思うのです。

そこで聞きたいのですけれども、平成18年度救急車の出動の中で、運動中の事故に関するものはどのくらいあったのですか。その中で心肺停止状態はどのようになっていますか。

（消防）警防課長

平成18年度中の運動事故による救急車の出動件数は31件でございます。今、委員から質問のありました心肺停止状態につきましては、件数を調べていませんので、確認の上、改めて、報告させていただきます。

千葉委員

小樽市で、A E D の普及に関しては、取組の努力をされているところでありまして、去年の市長答弁を見ますと、人が多く集まる場所を中心に、順次、整備できるように検討したいということで、先ほど協議会なども開かれて、設置箇所がリストアップされたそうですけれども、市民の皆さんが参加するスポーツ競技は、A E D の設置された場所、若しくは設置場所から近いところで行われるとは限らないというふうに私は思うのです。このように、A E D の設置がないとか、近くにA E D を設置している場所がないところで行われるスポーツなどについて、市民の安全を守っていくということでは、小樽市として、どのように考えていますか、

（消防）警防課長

先ほど御質問がありました平成18年度中の運動競技での心肺停止患者はございません。

現在、各種イベントあるいは行事等に、私どもはA E D の貸出しを率先して働きかけてございまして、一例でございますが、潮まつりや雪あかりの路、おたる運河ロードレースにも先般貸し出しました。中体連等の競技がふくそうしているような場合、当然、教育委員会でもA E D がございまして、私ども消防本部でもいつでも貸し出す態勢はできてございます。

千葉委員

小樽市は知名度からも北海道主催のもの、また、全国レベルの大会も行われる可能性が本当に非常に高いと考えますし、先日行われたツール・ド・北海道、浮き桟橋の筏（いかだ）大会、硬球の野球大会では、A E D が本当にあるのかと私も感じたのですけれども、今、その貸出業務について話がありましたけれども、県レベルできちんとした事業を行っているところもありまして、教育委員会では、中体連の大会に貸出業務を行っていることや、消防署でも貸出しをしているということは、市民の皆さんにあまり知らされていないと思うのです。私もそういうものがあるということを知って初めて知ったのですけれども、やはり、A E D の普及事業の一環としてこれから貸出業務にどう取り組んでいくかということを考えているのであれば、例えば市民が参加するスポーツ、今言ったイベント、競技に貸出しをする、その件に対しては無料とする、条件としてA E D を使える方がいなければならないなどきちんと要綱を定め、その競技等の前に貸出業務をP R し、実施することがA E D の普及につながっていくのではないかと考えますけれども、どうですか。

（消防）警防課長

現在、貸し出している一つの条件として、使える方がいるということの一つの目安としてございます。

どの範囲まで貸し出すのかにつきましては、私どもは主に大きなイベントを頭の中に置いて貸し出しておりますが、場合によっては、町内のお祭りのようなものも含めて想定する必要があるれば、今後、そういう部分も検討してまいりたいと思います。ただ、貸し出せる台数が限られてございますので、あちらにもこちらにも何日間も貸し出すということはなかなか難しいので、今後、研究しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

千葉委員

今、話があったように、日数とか、細かな部分はあると思うのですが、先ほど設置するのは義務ではないなどの話がありましたけれども、やはり普及事業の一環としてきちんと定められた上で貸出しをされる方がいいと思うのです。来年、小樽である競技の道レベルでの大会を開催したいと思っている。でも、その救護隊の設備の中に、A E D の設置がないそうなのです。それで、何とかして貸出しをしてほしいという相談を実際、私は受けていたのです。でも、市としてはそういう P R もしていないということで、結局その方は知らないということです。ですから、普及事業の一環として、要綱もきちんと定めながらやっていっていただきたいと思ひますし、その普及事業を行う中で、A E D を必要とされる方が発生したときに、応急手当をする小樽市民のバイスタンダーが非常に増えていくのではないかとこのように思ひます。札幌市でもそういう普及事業の中で、一般の民間企業でさえ貸出業務を行っているという会社のお話もありましたし、ぜひ市民の安心・安全を守るという意味でも、その貸出業務に関して要綱を定めながら、ぜひ進めていただきたいというふうに思ひます。

（消防）警防課長

委員のおっしゃるとおり、同感でございますので、私どもとしては、今まででいろいろ P R をしてきたと思ひますが、より一層 P R に努めて、救命率の向上のために努めてまいりたいというふうに考えてございます。

千葉委員

障害者自立支援対策臨時特例交付金について

第 2 回定例会で質問をさせていただいた障害者自立支援対策臨時特例交付金に関連して質問させていただきます。

先般、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業費とオストメイト対応トイレ設備緊急整備事業につきまして、早急な取組をお願いしてきたところなのですが、今回は障害者福祉費の中に補正予算が盛り込まれています。まず、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業費は特定財源 100 万円、オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業費は特定財源 40 万円で開催されるということなのですが、この装置の種類、機種、台数などを教えていただきたい。また、前回の予算特別委員会で、私がこの交付金の小樽市の計画を聞きまして、その中身についてはまだどこまで対象になるか見えていない部分もあり、道と調整をしながら再度練っているという答弁もありましたことから、このような内容になった経緯も含めて教えていただけますか。

（福祉）地域福祉課長

今回、補正予算ということで計上させていただいておりますいわゆる基金事業でございますけれども、今、御質問のありました視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業費につきましては、予定しているところとしまして、市立小樽病院、第二病院の受付あるいは外来の窓口に聴覚障害者用の呼出器を 20 セット、市立小樽図書館に設置した携帯用カラー拡大読書器につきましては、市立小樽図書館以外での利用もできるように、携帯用を設置するというふうに考えてございます。福祉部に活字文書読上装置を 1 台、これはソフトも含めてということで考えてございます。

オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業費につきましては、身体障害者福祉センターの男女それぞれのトイレに 1 か所ずつと市役所別館地下の障害者用トイレ、市民センターの障害者用トイレということで、3 施設 4 か所というふうに考えてございます。オストメイト対応トイレにつきましては、当初いろいろ検討する中で、オストメイト対応トイレパックという、汚物を流すものが見ついたわりと大きい工事も伴うものを念頭において検討してはいたのですが、工事費が道補助金として入ってくるのですが、トイレの広さ等いろいろな条件がございまして認められず、検討した結果、汚物を流す装置をつけず、パウチという汚物をためる袋のようなものを便器のところでホースで洗浄できる非常に小型なパウチ・シ瓶洗浄器を設置していくというふうに考えております。そういうことで補正予算をお願いしたところでございます。

緊急対策事業交付金につきまして、道と調整中ということだったのでありますが、その他緊急対策事業では、私

どもは、北海道の障害者の授産施設でつくっているようなものを展示あるいは販売できるような場所で同時に小樽市内の施設や使えるサービスなんかをPRしていきたいということを考えておりました。北海道でも、なかなかいい事業だということで話していただいていたのですけれども、国に提出してから協議で、今回見送られたということでございます。これについては、今後また、国から新たな計画の募集というか、事前協議を提出しないかという通知が来るかどうか、これからその動きを見守っていきいたいというふうに考えてございます。

「地域生活移行システム」推進検討事業費につきましては、北海道の事業となっているのですけれども、北海道が施設から地域移行をする人のためのマニュアルのようなものをつくりたいということで、それを検討するに当たって、知的障害者の入所施設の多い地区ということで小樽市がモデル地区になって、事業を展開していくことになってございます。

障害児を育てる地域の支援体制整備事業につきましては、さくら学園と子ども発達支援センターの2か所で、それぞれ床の張り替えとか間仕切りをつくるなどして、障害児を持った親、それから障害児を育てた経験のある親の交流スペースを確保して事業を進めるというふうになってございます。

千葉委員

オストメイト対応トイレなのですけれども、前回の説明の中で、整備事業が1か所50万円につき3か所ということで150万円という予算だったと思うのですけれども、今回の補正予算は40万円ということで、2次計画の中で金額的に変更した部分があったのですか。

（福祉）地域福祉課長

上限額として、1か所50万円の3か所ということで150万円、その上限額である50万円の中には、先ほども申し上げました、工事費を含まないという中で上限額が決まっております。それについてはそのとおりなのですけれども、小樽市で工事費を含まないで、事業を実施していけるかどうか、あるいは先ほども話しましたがけれども、既存の障害者用トイレに設置しなければならないという条件が一つあるものですから、既存の障害者用トイレでそういった大きなものを取りつけられるかという物理的な問題もありまして、その辺を庁内で検討した中で、大きい設備だと工事費が大体50万円ぐらいするのですけれども、それとほぼ同等の工事費がかかるということが見えてきたものですから、こういう中では1か所の上限額が50万円なのですけれども、汚物を流す設備のないパウチを洗浄するだけのものに変更して設置していくというふうに変えたところでございます。

千葉委員

はい、わかりました。

高橋委員

地方交付税の動向について

財政健全化計画ということで、第2回定例会でも議論をさせていただきました。入りと出ということでずっと議論をさせていただいたのですが、やはり市長に聞きましたら、入りが非常に心配だというお話をしておりまして、今回、地方交付税が減額になったわけですけれども、この辺について若干聞きたいと思います。

まず、第2回定例会でも聞きましたけれども、今年度から地方交付税の算定方法が新しくなったということで、加えられた考え方を簡単に結構ですが、説明してください。

（財政）財政課長

平成19年度の地方交付税の算定方法の変更についてですが、交付税の積算そのものが難しいということなどがあって、人口と面積で積算するということがありました。それと、地方で頑張っていることに対して交付税措置をするということで、頑張る地方応援プログラムに関しての算定方法が加わりました。大きな算定方法の変更というのはその2点だったと記憶しております。

高橋委員

また、新型交付税である今回の地方交付税の算定結果について、どのような影響があったのか、聞きたいと思います。

（財政）財政課長

新型交付税となり、人口と面積による算定に変わったことで小樽市が受ける影響額につきまして、その算定方法が大きく変わったということもあり、また、この毎年の積算方法の中で、係数を掛けるなどの関係もあり、小樽市でどれだけ影響があったのか、積算することははっきり言って非常に難しいです。道や国に新たな新型交付税の積算による影響額を出さないのかという質問もしたのですが、それに関しては特に影響額を出す予定はない。基礎数値も置きかわっているということがありますし、算定部分で大きく変えたということもあってなのか、そういうことで道から返事をいただいています。

今、資料を持ってこなかったのですが、今年の1月か2月だったと思いますけれども、総務省で、平成18年度の基礎数値を使った場合の新型交付税の影響額というものを示してございまして、ちょっと数値が頭がないので確認させていただきたいのですが、小樽市はたしか4,000万円の影響額で、マイナスの0.4だったと思いますが、数値は確認させてください。その影響があるということで示されてはおりました。平成19年度の数値に置きかえた場合の影響額については、財政課では積算してございません。

高橋委員

そうですね、以前、答弁をいただいたときには、億単位ではなかったという記憶はあります。それで、なぜ結構な数値に下がってきたのかということですが、まず、確認したいのですが、一般会計収支表に出ている地方交付税額と、今回、7月に決まった平成19年度の地方交付税額を比較してどのようになったのか、数値で表してください。

（財政）財政課長

財政健全化計画の中の平成19年度の地方交付税の151億5,100万円。この内訳なのですが、普通交付税分が140億7,600万円、特別交付税分が10億7,500万円と積算しております。積算といっても、予算で組んだ数値でございます。7月末にそのうちの普通交付税が決定されまして、決定された額が137億4,100万円。それで、予算で組んだ額とのかい離が3億3,500万円、決定額が予算額より少なかったということでございます。

高橋委員

先ほども言いましたけれども、たしか億単位ではなかったという影響額ですね。なぜこの3億円まで、約七、八倍までに膨れ上がったのかという、その理由は押さえておりますか。

（財政）財政課長

新型交付税というのは、積算ができない部分もありますけれども、財政課で分析した中で一番大きかったのが、市長答弁でもさせていただいたのですが、収入の方で市民税の所得割の部分の算定が、予算で見ている額と交付税を積算するとき見た額が、一部を除いてほぼ考え方が同じなのですが、やはりその差が非常に大きかったということでございます。交付税の積算上、当該年度の収入ということで、所得割についても、今年度に入ってくる収入について計算しているわけなのですが、その根拠となる部分は、課税状況を基に推計という措置をとらざるを得ないわけなのですが、7月1日現在で課税状況の報告をするということもございまして、交付税の積算が平成19年度であれば、基礎数値の報告というのは今年の秋口から始まり、最終的な数値は新年度に入ってから種々報告しているわけなのです。今回の場合、はっきり言って、収入の部分で、課税状況で実際ある程度出てくる算定額との差が大きかったということでございます。財政課で積算している数値でいきますと、4億5,000万円程度の差があった。交付税の積算に入れるときは、75パーセントを掛けたら、そういう技術的なこともありますけれども、課税ベースでいくと4億5,000万円程度の差があったということが予算で見えていた額より3億円強減った

原因というふうに分析してございます。そのほかの費目の中でも、種々増減があるわけですが、この部分が非常に大きかったということでございます。

高橋委員

もう一点、頑張る地方応援プログラムということで、小樽市も手を挙げているわけですが、インターネットで確認したら、これも全国ですごい数が出ているわけです。これについては、応募以降、どのような動きになっているのかを教えてください。

（財政）財政課長

頑張る地方応援プログラムでの今回プログラムとして応募している部分につきましては、それに係る一般財源について、原則特別交付税で措置するという形になっております。それで、事務的なことを言いますと、頑張る地方応援プログラムで公表している部分は、この間、小樽市にも特別交付税の積算の基礎数値の照会が来て、報告してございます。そのプログラムに載っている数値で報告しているわけなのですが、そういう形で特別交付税の中で積算するという形になっております。

高橋委員

わかりました。

この一般会計収支表に戻りますが、当然入りが少なくなると、入りをプラスするか、出を少なくするかはわからないわけですが、昨日の話ですと、なかなかいい対策がないというような話でしたけれども、もう一度その辺について確認させていただきたいと思います。

（財政）財政課長

はっきり言いますと、負担部分をどうするかという話になるわけなのです。それは平成19年度の部分なのですが、交付税に関して言えば、今年度、予算に対するかい離が約3億円あったということ。そうしたら、来年度以降についても、どうなっているかという部分もございまして。それで、交付税が決まった段階で、これだけのかい離があったということで、当該年度分では何とか制度改正とか、財源措置ができないかという部分を考えております。それは、市長答弁でもさせていただいたのですが、減収補てん債という起債制度で当該年度を賄えないかという要望も上げてございます。

それから、来年度以降の財政健全化計画をどうしていくかということに関しては、収支の見直しや市長答弁にもありました事務事業の見直し、それらについて財政部の方で現実にもう取りかかっているところがございます。計画との整合性をどうするかということもあるのですが、それにつきましては、計画ですから実績が出てきますので、収支の見直しは当然必要なことだと考えています。平成20年度の予算編成やこれから12月に出す地方財政計画で、今考えていることと大きな差が出てくることがあれば、計画の見直しということは出ると考えておりますが、今のところ、収支の見直しの中でどの程度できるのか、そういう点は事務的な作業を行っております。

高橋委員

心配な点は、以前も議論しましたけれども、地方交付税の平成20年度以降、24年度までの計算の考え方です。毎年、前年度から1パーセントが減少するという形で計算されているということでしたけれども、そもそも計画の初めがもう落ち込んでいるということであれば、次年度、さらに次年度となれば、今のこのラインよりもっと下がるのではないかと、私には心配するわけです。この数値が果たしてある程度の調整ができる幅でいけばいいですが、その辺については、これで大丈夫なのかと非常に心配です。この点についてはいかがですか。

（財政）財政課長

委員がおっしゃったとおり、普通交付税というか、交付税の計算は、今の財政健全化計画の中ではこういう形で出ております。ですから、当然、発射台が約3億3,000万円下がったということで、その部分をどうしていくのかという部分が1点と、先ほども答弁させていただいたのですが、今後の地方交付税がどうなるのかということがござ

います。それにつきましては、平成20年度の普通交付税は 8 月に仮試算ということで、地方財政の収支を出しましたけれども、それが今後12月にどのような額になっていくのか、伸び率がどうなっていくのか、そういう点を見ていかなければならないと思っています。けれども、今回、約 3 億円の減少というのは、非常に大きな数値だというふうに思っておりますし、その部分を含めた形で平成20年度以降の収支がどうなるかというのは、今のところ作業中でございます。

高橋委員

非常に心配なわけです。要するに、これは平成24年度までの 7 年間でプラスにするという計画です。本当にこれでそうなるのかという、もっと伸びるのではないかという、そういうシミュレーションもできるのではないかというふうに思うわけです。ある程度、予想の話ですから、予想の話で議論するというのはおかしな話ですけども、この入りの部分の計算もしくは数値をもっと厳しく、辛く見るべきではないのかというふうに私は前から思っているのですが、その点についてと、平成24年度まで何とかなるのかならないのか、現時点での見方を教えてください。

財政部長

スタートである平成19年度で普通交付税に約 3 億円のかい離がある。単純に言いますと、7 年間の財政健全化計画で発射台が 3 億円下がった中で21億円、この 7 年間で財源を出していかなければ、計画がうまくいかない、その分の計画を見直すに当たって、収入の見方をもう少し厳しくするべきではないかというお話でございますけれども、確かにそういう部分はあるかと思えます。先ほど財政課長が申しましたように、現在は財政健全化計画が直近の収支の中で、どういうふうに動いているかを見ている段階でございますけれども、仮にこの財政健全化計画というものを見直す時期になったときには、やはり交付税の見方をどうしていくかというあたりを基本的にもう一度考えなければならぬだろうと思えます。ただ、今年度の交付税も現在、当初算定から落ちておりますけれども、これが今、国税関係、税収は非常に好調に動いておりますので、仮にそうなりますと、地方に回ってくる交付税の原資についても、トータルしてそのような動向が来年度に向けてどうなっていくのか、私たちは非常に注目していることでございますので、地方税を取り巻く税制改正の動向と一緒に見た中で、見込んでいきたいというふうに思っております。確かに、厳しく収入を見ていくと、財政健全化計画の計画期間が延びるのではないかと、延ばすべきではないかということになるのですけれども、まずは今後の動向を少し見極めた中で、その辺も詰めていきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

厚生・総務両常任委員会の所管ということで、私が携わってきた分野と違うものですから、知識も含めて、私にないものを若干補足していただきながら議論したいと思えます。

国民年金、国民健康保険に関連して

高橋委員の方からも、財政の入りと出のことを話していただきましたけれども、基本的に国が大変な借金を抱えているという中で財政の削減ということで、地方が交付税の削減等で非常に窮地に立たされている、単にそれだけでは

なくて、これまで議論させていただいたように規制緩和等で所得が地方に残らないような経済の構造に変わってしまっているというわけです。特に、産業のない小樽のようなまちはサービス業とか 3 次産業が基本的に大きくなってですね。いわゆる所得の低い方が大変多くなって、高齢者も地方に大変増えてきているということで、ある意味では、財政事情が大変なところが多くなって、財政運営は大変厳しくなっているということだと思います。もう一つは、過去に大きな起債を起こして、無駄な事業とは言いませんが、現在14万人ですけれども、人口予測では過大な人口見積りをして増えていくことを前提に、いろいろな施設をつくっていった、それが本当に利用されているかどうかということは別にして、国もそういうことを奨励したわけですから、そういう意味で特にバブル期以降、過大な投資をしてきたつけが、今、起債の償還のピークは過ぎましたけれども、それが大きな財政負担になってきているのだと思います。

私は、考え方として、基本的にいわゆる地方の方はそういうふうに、相当努力というか、経費を削ったり、市民サービスを削ったり、それから職員の削減やそういうことを展開しながら、ある意味ではリストラです。大なたを振るって、大変痛みを受けているにもかかわらず、国は、依然として税の抜本的な配分等を見直さないで、一律シーリング予算でそれを削減しているということだけで、結局は表紙をかえて内容は変わらないような事業を依然としてやっているということだと思います。例えば地方と国との税の配分です。例えば、消費税も 6 対 4 で、地方の方が少なくなっている。全体で見ると 6 対 4 で、地方の方が多くの仕事をやっていると思いますけれども、身近な生活に関連した仕事をやっているのですけれども、地方の配分比率の方が少なくなっている。これをやはり見直すことをやっていただかないと、地方は立ち行かない状況になると思うのです。

特に、国民健康保険や国民年金、今、年金の問題が大変議論されておりますけれども、ここに相当なしわ寄せが行って、自治体としては、その収納率を確保するために必死になっている。実際には、制度の構造というのは、制度を抜本的に解決しない限り、地方はどれだけ努力をしてもそこからこぼれ落ちて、最終的には生活保護に行くような、そういうシステムになってしまっているわけです。

まず、実態を皆さんにも知っていただきたい、私も認識したいということで聞きますけれども、私はNHK教育テレビを見るのですけれども、慶応大学の金子勝という教授がルポルタージュをしていました。30分の番組の中で言っていたのが、今、全国で国民健康保険料の滞納世帯が480万世帯ということです。10年間で6割増えたということです。これはどういうことかといいますと、基本的には、この国民健康保険料は国民皆保険ということで、昭和35年にスタートした時点では、農家や自営業者中心で制度は発足しておりますけれども、近年は特に非正規の社員が続出しているわけです。これは総務省の統計によりますと、現在、全労働者の3割5分、1,677万人が非正規の労働者になってしまっているわけです。その中で、ワーキングプアと言われるような方々は1,260万人と言われ、年収200万円以下の収入しかないような世帯が生まれているわけです。そういう方々が国民年金保険料や国民健康保険料を支払うことができるかということ、大変厳しいわけです。それに向けて、自治体が対応を迫られているという状況です。

中小企業も景気が悪いわけです。結局、会社が社会保険料を負担できないから、国民健康保険の方に抜けてください。例ですけれども、この方は35、6万円いただいていた給料が減り、22万円になって、その場合には国民健康保険料は月3万5,000円ぐらいを支払う。結局、払えなくて、滞納して資格証明書になった。こういうケースが倍に増えているということです。

大阪府守口市は工場が大変多かったですけれども、それが閉鎖になったりして、まちの構造が変わったわけです。そういう中で、現在、年収200万円ぐらいで年間50万円の保険料になっている。市民が悲鳴を上げているという例を挙げていましたけれども、基本的に高齢化していて、医療費が大変に増加している。こういう中で世帯全体の所得が減少し、全体の保険料を上げて、この制度を守っているということだそうです。この市では滞納世帯は全世帯の25パーセント。累積赤字が30億円もあるということで、この場合、窓口で決められた額の10分の1納付で3

か月の資格証明書を出しているそうです。小樽市の場合も、そういうふうにされている部分が、資料に出ておりません。全国平均で、年収200万円国民健康保険料が約30万円から40万円の負担だとこの番組では言うておりましたけれども、今日、新聞に小樽市は65歳以上が28パーセントぐらいになっていると出ていましたけれども、国民健康保険の運営というのは本当に大変だと思うのです。どういう実態か、解説をしていただきたいと思います。

（市民）保険年金課長

ここ数年間の単年度収支は改善されてきておりますが、いまだ17億円ほどの累積赤字を抱えております。その原因は、先ほど委員からお話がありましたように、やはり国民健康保険自体が保険の最後のとりでというような形で、社会保険を喪失した方、後期高齢になった方が入ってきますので、所得の少ない、年齢層が高い、病院にかかる率が高くなると、そのような部分がございますので、どうしても健康保険の収支としてはなかなか厳しいものがあるのではないかと考えています。

保険料につきましては、例えば社会保険につきましては、その月額報酬に対して保険料をかけるというような形になりますので、現在の収入に対して保険料が決定になる。国民健康保険の場合は、前年の所得に基づきまして、保険料率を算定せざるを得ないような状況がございますので、今年は収入がない状況であっても、やはり前年の所得があればそれにかかるという形になりますので、そのような状況が出てくる。給付費としまして一般と退職がありまして、大体100億円ぐらい、ここ何年か増加してきておりますので、その保険料の給付費が伸びてきますと、当然、国庫補助金はあるのですが、それを被保険者で割り返した保険料を決めるという形になりますので、保険料の上がる要素になる状況にはなってくると思っています。

山口委員

今、資料があるかどうかわかりませんが、国民健康保険の加入世帯のここ5年ぐらいの増減を教えてくださいのです。

（市民）保険年金課長

年度末の数値ですが、被保険者数は平成18年度が5万3,407人、平成17年度が5万3,485人、平成16年度が5万3,600人、平成15年度が5万2,961人、平成14年度が5万2,149人となっております。

この推移を見ますと、平成12年度からもそうなのですが、平成14年度、平成15年度は景気の状態があまりよくなかった、そのような状況の中で、被保険者の数は増えてきている。ただ、最近、平成16年度、平成17年度、平成18年度を見ますと、数値は若干落ちてきておりますので、ちょっと景気がよくなってきて、民間に就職をし、社会保険を取得して、国民健康保険の資格を失うと、そのような傾向が若干見えてきているのかと考えてございます。

山口委員

先ほど守口市の例を挙げましたけれども、小樽市内では、例えば年収200万円から300万円でのどのぐらいの保険料になるのか教えてください。

（市民）保険年金課長

現在、保険料率を算定してきておりませんので何とも言えないのですが、今、保険料自体が所得割、均等割、平等割、そういうふうな形の3本でかかっておりますので、その率は平成18年度が出ていませんので、平成17年度ですと所得割が12.6パーセント。これは医療分でございますが12.6パーセントですので、所得が200万円としますと、12.6パーセントを掛けていただければ、二十何万円ぐらい。そして、均等割といたしまして、その世帯に被保険者が一人いたら幾らというような形になります。古い数値しか持っていないので申しわけございませんけれども、これですと2万3,640円。そして、平等割といて、1世帯当たり幾らというような金額が2万4,480円ですので、大体これを合わせますと30万円ぐらいになるのかというように思っております。ただ、人数により変わってくる部分と、あと、恐らく所得が200万円ぐらいだったら軽減措置というのはないと思うのですけれども、低所得者に対しては、国の方でも制度化になって、7割、5割なりの軽減措置がありますので、何人世帯でのどのぐらいという部分

だけでは、正確な部分は出てこないのですが、大体そのくらいというように推測できます。

山口委員

いずれにしても、年収200万円で生活するというのは大変ですけれども、国民健康保険料だけで約15パーセントぐらいですね。さらに、年金は1万4,000円ぐらいですから、夫婦2人だと3万円ぐらい払うわけです。それで生活をしなさいと言っても、大変難しいと思うのです。ひょっとしたら、生活保護世帯よりも生活が苦しいという状況でないかと思います。こういう実態は、自治体の方では当然把握していると思いますけれども、いずれにしてもこれは豊かな国とは絶対に言えない状況だと思います。これは今、制度がそうなっているわけです。そんな中でも92.27パーセントの収納率というのは大変高い数値でみんなまじめに払っていただいているというふうに思います。日本人はまじめだと思います。憲法に書かれているように、国民の生活の権利を保障する、これは国が宣言したわけですけれども、それが音を立ててがらと崩れている状況ではないのかというふうに思うわけです。

今、年金の問題が大変議論されているわけですけれども、最近の朝日新聞によって私も問題意識を持ったのですが、年金を納めるべき人のうちで、年金の全額又は半額を免除されている人は4人に1人に上っている。それから年金の未納が後を絶たず、納付率は67パーセントだということです。年金の制度がもう立ちいってないわけです。これは、基本的に年金の制度そのものを抜本的に改正しないとイケません。

もう一つは、国民年金というのは、40年かけて満額をもらっていても、6万6,000円しか当たらないわけです。それで、満額をもらっている人の割合は50パーセントを切っているわけです。これは表に出ておりますけれども、6万円以上もらっている人は、全体の45パーセントしかいません。5万円から6万円もらっている人は15.9パーセント、4万円から5万円しかもらっていない人は13.8パーセント。ここが問題ですけれども、3万円から4万円の人には17.4パーセントもいるのです。2万円から3万円とか、1万円から2万円という人も、実態は7パーセント近くいるのです。小樽市はどういう実態になっているのですか。

（市民）保険年金課長

今まで機関委任事務であった市の年金事務が平成12年度に法定受託事務になって、自営業者等の第1号被保険者の受付の業務に限定になったというか、縮小になった。そして、平成14年4月に、保険料の関係、収納の関係の事務、これが国の事務になったということで、従来は小樽市で国民年金保険料を集めていた部分を集めなくなった。大部分が国の業務に移行した。そういうような中で、個々の部分はわかりませんが、平成18年3月31日の小樽市では、第2号被保険者というのはサラリーマンですので、会社の厚生年金なり共済年金に入っている方。自営業者等の第1号被保険者が2万417人、そして第2号被保険者の被扶養者、配偶者が第3号被保険者といひまして、1万1,055人、そのほか任意加入者がいるのですが、合わせまして、現在、保険に加入している方が3万2,058人、そのほかに社会保険に入っている方がいますので、実質はもっと増えるのかと思いますけれども、国民年金の部分で見ますと、第1号被保険者、第3号被保険者ですと3万2,000人、それに対して受給権者というのですか、国民年金を受けている方が3万2,196人、この3万2,196人の中には、昭和61年度に年金制度の抜本的な改正がございまして、全員が入る基礎年金制度ができておりますので、例えば実際は共済年金をもらっているけれども、その下の部分に基礎年金が加わっている。そういう方も合わせますと、現在、受給権者で3万2,196人。小樽市では3万2,196人の支給金額は194億2,173万円ほど。そして、1人当たり年額にしますと60万3,234円、そのような形になってございます。

山口委員

本当かと思って聞きましたけれども、平均して国民年金の受給世代というのは年間60万円ももらっているわけですか。

（市民）保険年金課長

そうです。

山口委員

大変高いと思いましたが、まじめに支払った方がいる。国全体で見て、小樽市の場合はまじめにかけていただいたのだと思いました。いずれにしましても、ある意味では年金や生活の保障ということですが、そういう社会保障費を今後 6 年間で 1 兆 1,000 億円を削っていくのだという国の方針がございませうけれども、本当にこういうことがまともにやられたら、先ほど高橋委員が入りと出の話をされましたけれども、どこへ出ていくかという、最終的には圧倒的に生活保護の制度が使われていくというのか、そういうところにどんどん押し込められていくといったらおかしいですが、そういうふうになっていくと思います。

実際に、今、生活保護の受給については、大変厳しい審査をしていますけれども、ほぼ 5 年間で約 500 世帯が増えているということによろしいですか。今、3,400 世帯以上ありますね。直近 5 年間でどういう推移なのか、教えてください。

（福祉）保護課長

生活保護の世帯数は平成 13 年度では 2,926 世帯、平成 18 年度では 3,468 世帯ということで、542 世帯が増えている状況にあります。

山口委員

高齢者世帯が増えているということを聞きましたけれども、生活保護の世帯数のうち、高齢者世帯の傾向はどういうふうになっていますか。

（福祉）保護課長

高齢者世帯は 65 歳以上の世帯なのですが、この生活保護世帯のうち、平成 13 年度においては、占める割合が 49.9 パーセント、それから平成 18 年度においては 44.0 パーセント、そういうことになっております。

山口委員

この負担も 84 億円ですが、今年、生活保護にかかる費用になっていますけれども、今後も増えるのですね。今、自治体の持ち出し分がそのうちの 4 分の 1 ということですが、先ほどの交付税の算定で、3 億 3,000 万円も入るものが入らなかった、私はそういうふうを考えていますけれども、算定基準を変えられて、落とされたわけです。その部分がダブルパンチで生活保護の分が増えているわけですから、その分のもし例えば 3 億円を余分にもらっても、そちらの方に消えるわけですから、結局、言ってみるなら財政運営の仕方も、工夫ができないところまで来ているというふうに思います。結局、国が国の負担を減らして、去年でしたか、国の方から出た政策が自治体から猛反発を食らって、それでおろしましたけれども、自治体で 3 分の 1 の負担をしてくれという話がありました。もったのほかだと市長も相当怒られて、全国市長会で抗議をされたと思います。これだけ真剣に自治体が四苦八苦しながら、先ほど申し上げたように、自治体を運営している中で、国の金の使い方が本当にきちんとされているのか、私は大変疑問に思っております。

議会でも本当は決議案を上げて、国の努力を促すようなことを私はするべきだと、自治体と一緒にやってやるべきだと思っておりますけれども、例えば道路特定財源にしても、いまだに遺物のようにかたくなに守られている。新しく道路をつくるよりも、維持・管理の方が大変になってきているわけです。どこまでインフラを整備したら済むのか。欧米と比べて、日本の公共事業費はいまだに突出しております。コンクリートの消費量も世界一だといまだに言われている、今は中国の方でしょうけれども。これだけ津々浦々まで道路を舗装し尽くして、なおかつ小さな河川までダムで埋め尽くすようなことをやっているわけです。今年度の事業概算要求の中でも、理由があるでしょうけれども、小樽市内で、奥沢の勝納川の支流のテンジン川と天神沢川の二つにもダムをつくるのです。砂防ダムをつくる計画になっているのです。私は治山・治水にしても、災害対策にしても、そんな事業をやるよりも、ほうったらかしの山を森林組合に預けて、そこに交付金をあてがって、地域で作業をして、山を豊かにしていただいて、特に漁業者もいるわけですし、海を抱えているわけですから、ある意味では海を豊かにする意味でも、山林

が成り立っていくように、そういうふうには政策を変えていくべきです。依然として、今、農林水産省は主要事業と云ったら道路をつくることではないですか。農園農道をつくったり、スーパー林道をつくったり、広域農道もつくっていますけれども。それと、漁港予算です。塩谷の漁港をごらんになったらわかるけれども、確かに漁業者は喜んでいてもわかりませんが、あれだけの船しかないのに、巨大なコンクリートの塊で浜を埋め尽くしています。どこの小さな漁港へ行ってもそうですけれども、そういうことを1次産業、2次産業、3次産業で次から次へとやっている。半ば漁場まで入って行って、先々まで、防波堤をつくったり、埋めているわけです。

だから、そういうことから必要な事業の方に振り向けていくためには、国会でも議論されていますけれども、補助事業などを全部やめて、地方に一括交付金で資金を回していただく。地方が一番身近な住民の需要を知っているわけですから、ニーズも把握しているわけですから。住民の福利厚生、生活の安全を守っていくところに金を使っていけば、私はこの国の今の財政規模なら、十分にやっていけるのではないかと云うふうにはずっと考えてきております。

全国市長会や全国知事会というのですが、そういうところから今の年金の制度も、実際もたないということで、新聞記事から引用しますけれども、年金のいわゆる形がい化というのですが、それを受けて、現場を持つ地方自治体からは、高齢者の所得保障は本来年金の役割だ。生活保護にどんどん流れてきているわけですから。財政ももたないということです。

全国知事会と全国市長会の「新たなセーフティネット検討会」は、平成18年、高齢者を生活保護制度から切り離して、別の生活保障の仕組みを検討する提言をまとめたと書いてあります。この制度について教えてください。

（市民）保険年金課長

その内容の部分は、大変恐縮なのですが、把握してございません。

確かに委員がおっしゃいますように、全国市長会では、今、やはり生活保障というような面も非常に大きくなってくる。今は介護保険料が年金から天引きされている。国民健康保険料、後期高齢者医療制度、さらには税法がどうのと議論されておりますので、やはり生活の基礎になるという部分がありますもので、委員がおっしゃいますように全国市長会の中でも、将来に向けての持続可能な年金制度を確立するために、最低保障年金を含めて全国的な議論をしなければならない、そのような問題を提起しております。

また、先ほど言いましたように、百七十何億円の国民年金だけの部分ですけれども、それに厚生年金などを加えますと、もっと膨大な金額になって、やはり地域経済に対する影響は大きいもので、やはり小樽の経済にとりましても、その部分が必要になってくるのではないかと考えております。

山口委員

いずれにしても、この問題については、自治体だけで解決できる問題でないことは私も承知しております。先ほど申し上げましたように、私ども地方議員もそれから自治体の市長会とか、県レベルの自治体の首長の間でも話をし、意見を上げられているようですけれども、我々も含めて、やはり国の抜本的な制度改正について、意見を具申し、そして制度改正をしていただく、その税の使い方もそうですけれども、地方が努力しているわりには国はなかなか手をつけていないということに対する不満を私どもも常々感じていますし、自治体を運営されている皆さんもたぶん感じていると思いますので、そういう声を一緒になって上げていくような方法を今後考えていくことはできないだろうか、そういうふうに思います。

その点についての感想を、今日は市長がいませんので、総務部長に聞いて、この質問を終わります。

総務部長

さまざまなお話がありました。特に、年金、保険、生活保護もありましたけれども、まさに市民生活にかかわるという意味では大変に大きな課題ですし、一方、我々自治体の職員というか、市というのは、法律や制度の中で、ある意味淡々とこの仕事をこなさなければならない、そういう立場もあるのです。その中で、まずやっていくのが

基本だと思えます。ただ、そうした中で、地方の負担が増えたり、あるいはそこで暮らす市民の負担が課題になるという、そういったことが生まれているとすれば、当然我々はいろいろな意味で声を上げていかなければなりません。また、今お話がありましたとおり、現実にはなかなか一自治体で大きな声を上げて、大変難しい課題があるということからすれば、今は全国市長会を通じて地方六団体の中で、社会保障制度などは要請行動を続けていくというのはある意味での限界があるのだらうと感じております。ただ、これらはある意味、生活保護の補助金のアップ時には一定効果があったものですから、そういったことも今後、地道に積み重ねますし、今お話がありましたとおり、いろいろな政治の場でもそういったことを議員の方々からもやっていただく、我々も進めていく、そういう立場は今後も堅持していかなければならないというふうには思っております。

山口委員

多重債務の相談について

次に、多重債務の相談についてです。受皿をどうされているのか、若干共産党の議員の方が聞いて、私も聞きました。鹿児島県奄美市でスーパー公務員と言われている窓口専門として18年間働いた禧久係長が、市内だけではなく、全国的にも相談を受けて、弁護士や司法書士にその場でつないで、そして問題を解決していく。滞納者というのは、税金を滞納されたり、保険料を滞納されたり、そういう意味では、自治体にとってもマイナスになっている部分があるわけですから、これを解決することによって、正常な市民の方に戻っていただいて、税も払っていただけるようなそういうケースも多々出ていることを聞いております。弁護士と相談したとしても、当然過重払いをしているわけですから、その部分で十分に支払ができるというケースが多いそうです。そういうことについて、私、大変よくやっていると思ったものですから、小樽市の場合はどういうふうな取扱いをされているのか。まだこの辺については、国もずるいのですけれども、一応、全国180市区町村の多重債務者向け相談窓口の設置を支援しようと、国や都道府県の取組が活発になってきたと書いてありますけれども、予算措置がないのです。けれども、一応これをやりなさいと言っているわけです。だから、この件も含めて、小樽市の取組を聞きたいのです。

（市民）生活安全課長

多重債務の取組によるいろいろな受皿、小樽市の対応ということでございます。まず、今年の4月に、国の方から、消費者金融の業者の増大に伴うこれらへの対応、貸金業、俗に言いますグレー金利の解消等々の関連、それから借り手対策というような形の中で、多重債務改善プログラムが、各自治体の方に提出されています。それらの中で、市役所の相談窓口ということで、私ども生活安全課の消費者相談窓口の方、消費者センターの方で対応ということに、今、金が出ないのですけれども、市でやらなければならないという話になりましたけれども、実は私どもの消費者センターにつきましては、多重債務もそうですが、振り込め詐欺、次々販売、ワンクリック等々の特定商取引に関する法律、割賦販売法などの消費者相談窓口というのを従来から日常的にというか、月曜日から金曜日まで、10時から5時までということで常設してございます。その意味では、国で言っています多重債務の改善プログラムの中でいわゆる相談窓口の整備という部分については、以前より私どもが対応してきている部分だと思っています。

ただ、年々、その時期によって、また地域によって、多重債務がメインであったり、振り込め詐欺がメインであったりと、ここ二、三年の消費者を取り巻く環境というのは非常に多様化してきてございます。そういう意味の中で、平成17年12月に、老人クラブ、警察、消費者協会、総連合町会、そのほか各団体、学校、金融機関等の協力をいただき、小樽市消費者被害防止ネットワークという一つの情報公開の場、あるいは情報提供の場という部分を設立して活動してきてございます。それらの中には、弁護士会、司法書士会、建築の専門家等々の方もオブザーバーとして参加していただいております。

特に多重債務に限った相談ですけれども、多重債務という言葉がここ二、三年の言葉ということで、消費者統計上、消費者金融の中の数値の一部分ということで、拾えている部分についてだけ申し上げますと、平成17年度が相

談総数2,487件中191件、平成18年度が相談総数2,568件中209件、今年度 8 月末までで相談総数752件中51件ということで、大体七、八パーセントを前後している。それで、先ほど言いましたように、統計上消費者金融ということのくくりの中で、平成17年度について言いますと、先ほど多重債務関係は191件ということで申し上げましたけれども、多重債務のほかの部分も含めた消費者金融が279件、平成18年度につきましては、消費者金融関係が258件、そのうち多重債務関係が209件ということで、約 7 割から 8 割が多重債務ということに、特に今年度に入りまして、国の改善プログラム等の発効、それに伴うマスコミ等々の P R、我々の方の暮らしのニュースあるいは消費者被害ネットワークのニュースという中で P R、周知活動の中で、若干パーセンテージは増えてきているような状況でございます。

私も消費者センターでそういう相談を受けた場合につきましては、まず、本人にいつの時期から、どれだけの会社から、どれぐらいの借金があるのかという部分を確認いたします。それらを整理した中で、金額が増えているところであれば弁護士会、少額の場合であると司法書士会、140万円未満の場合は司法書士会でも整理ができるということになっています。また、市の無料相談、法律相談という形の中にあっせんあるいは紹介をして、それぞれではグレーゾーンの金利計算等々を含めた中で整理をしていただくような紹介をしてきてございます。

また、来られる方につきましては、何社かわからないという方もいますので、そういう場合につきましては、札幌市にございます貸金業協会の情報センター等々に本人からの照会をもって点検、確認をさせた上で、しかるべき機関の方に紹介、あっせんをしているということでございます。

山口委員

一生懸命やっているようで、丁寧な答弁をいただきました。例えば、私が大変困って、消費者センターに電話する。すぐその相談員の方がこれは大変だと、弁護士に行きなさいと弁護士につないで対応していただけるということですか。

（市民）生活安全課長

先ほど言いましたように、弁護士の方に行く前に、消費者センターの方で一定の整理をさせていただいて、弁護士の方に行ったときに重複しないように紹介しているということでございます。

山口委員

その紹介の仕方というのは、本人に、弁護士にはここで連絡をとっておきましたから行ってくださいと、そういう感じですか。そうではなくて、弁護士の方に行ってくださいと言われるのですか。

（市民）生活安全課長

弁護士会では、昨年からは、多重債務解決センターという部分を設けてございまして、小樽市内は高雄ビルの中にございます。そこに予約をとって、相手のいる時間に行くように手配をしております。

市民部長

今、生活安全課長から報告しましたけれども、基本的には消費者センターの方で受け付けしますけれども、法律相談という市としての窓口も持っています。それ以外にも、今、先ほども申しました高雄ビルの中で多重債務の相談を、これは札幌弁護士会が行っている。さらに、札幌司法書士会の相談センターということでサービスセンター、若しくは市の分庁舎の中にも相談窓口という部分を持っているものですから、我々のところに来ますと、当然専門家の法律家を迎えた相談もありますし、それ以外の機関もあるものですから、一定程度の整理をした中で、必要なところに紹介をする。さらにまた、それぞれの機関で P R をしておりますから、我々のところに来ないで、直接そういったところに行かれる方もいるというふうに思っています。我々のところに来た相談につきましては、今申したとおり、地域のしかるべきところに整理をする中で相談を受けていく、そんなような状況にあります。

山口委員

この福久係長という方は、相談に来られた方の携帯電話番号を聞いて、弁護士や司法書士に相談をして、その事

後、どういう解決になったかということ、聞き取りしているそうです。そういう中で、いわゆるフォローというのは、実態もどういう解決になったかも含めて把握できれば、そういうこともされているそうです。基本的にこういう相談を受けられて、弁護士などに紹介をして、その後、紹介をするだけではなくて、事後も含めてどのようなフォローをされているのか、体制はどうなっているのか。

（市民）生活安全課長

各弁護士等の各機関への紹介、あっせん後の結果についてですけれども、私どもの方では正直把握してございません。ただ、解決した何人かの方が、消費者センターの相談員の方に、たまにお礼を言いに来るといふ部分は聞いてございますけれども、特にカウントしているわけございませんし、また、今後、紹介した方に、最後にそういう部分の報告を求めるのかどうかについては、ちょっと研究させていただきたいと思っています。

委員長

民民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

訪問介護事業者等に対する情報提供等の補助について

まず、訪問医療、介護、リハビリテーション、いわゆる訪問事業といった点について伺います。

小樽市は坂が多かったり、幅員が広がったりと、そしてさらに高齢者が多い。そういった状況を踏まえて、これから福祉、介護、リハビリテーション、そういった訪問に関するものが非常に重要になってくると思われまふ。それがもちろん小樽における福祉の充実のアップというふうにつながると考えております。

そこで、小樽市内における訪問医療、訪問事業を行っている事業所の数と、そこで就業している人数を教えてください。

（保健所）保健総務課長

訪問医療、介護、リハビリテーションということでございますので、医療のことに関して保健所の方から申し上げますけれども、今、御質問にあった訪問診療を専門に行う医療機関につきましては、本市におきましてはございません。

（福祉）介護保険課長

訪問介護を行っている事業所は市内に42か所、訪問看護を行っている事業所は18か所、訪問リハビリテーションを行っている事業所は10か所、訪問入浴介護を行っている事業所は1か所、合計しますと71か所でございます。

なお、各事業所の従業者数ですが、それにつきましては、把握はしておりません。

成田（祐）委員

今の答弁のとおり、比較的たくさん事業所が、今、小樽にはあると思います。それで、そこで就業している人数がわからないと、当然、事業所の規模もやはりわかりません。今後、もしそういった部分で接触、若しくは何か調査される際には、働いている方の人数を調査しながら、今後とも進めていっていただきたいと思うのが1点と、やはり私も町中を歩いていて、若しくは車で走っていて、そういった事業所の看板等を見ます。事務所を見ると、大きなところではなくて、大体小ぢんまりとした、ちょっとした古い建物に入っていたりというのが状況だと思うのです。そういった小さな介護サービスを行っている事業所、訪問サービスを行っている事業所というのは、やはり不安定な経営をされていたり、もちろん当然利益も得なければいけないと思うのですけれども、そういったものよりは、善意で行っている部分が大きいと思うので、そういった事業所をやはり助けてあげたいと思うのです。

そういう部分で、資金を補助するといったものは非常に大変だと思うのですけれども、そうではなくて、例えばその事業所が効率よく経営できるような指導など、そういったことは今まで行ってききましたか。

（福祉）介護保険課長

1 点目の従業者数の把握につきましては、通常のサービス提供につきまして、事業所の方がプランに基づきまして利用者のために責任を持って提供するという形をとっておりますので、直接事業所ごとの従業者数について把握する必要性というのは、通常の業務の中では出てきておりません。

ただし、介護保険事業は3年ごとに事業計画というものをつくっております。次の事業計画におきまして、市内の状況につきまして把握して、次の計画につなげていくという部分では、情報の一つとして、市内の事業所数プラス従業者数も、その要素の一つとして検討する余地はあるかと思っております。

それから、2 点目につきましては、基本的に市内の事業所というのは、小樽市の状況といえますか、地理的状況や背景を熟知して事業に参入してきております。当然、民間からの参入ですから、リサーチはきちんとしているはずでございます。利用者のために効率的なサービスを提供するための効率性というものを実現するために、市として制度の中のいろいろな周知部分とか、内容が変わったときの通達部分につきましての情報提供というのは、今までもやってきておりますし、これからは必要に応じまして、事業所と連携をとりまして、きちんに対応していきたいと考えております。そういう意味で効率的に利用者のためにサービスが提供できる支援という形では、継続してやっていきたいと思っております。

成田（祐）委員

答弁にあった情報提供という部分に加えて、小さい事業所が多いという現状を踏まえると、冬の場合、除雪などで例えば訪問ルートに関する部分で、ここは除雪などを比較的早くやっていて、訪問する際にこういうところのルートを使った方がいいとか、若しくは大雪が降った日には除雪の状況を加味して、訪問する事業所が渋滞しているようなところとか、通れないようなところを通るのではなくて、そういう市で持っている情報を提供していく。今、おっしゃった情報提供を踏まえて、さらに生活における状況等を通して、何人かでやっている小さい事業所が除雪の情報を仕入れたり、何かを仕入れたりでは大変です。そういったサポートを何とか市の方でしていただけないかと思うのですが、どうですか。

（福祉）介護保険課長

訪問介護サービスの話でいきますと、冬期間の状況につきましては、朝の早い時間帯から訪問介護サービスを展開している事業所というのは普通でございますので、そういう事業所につきましては、直接除雪ステーションなりに自分から情報を確認した上で、どこがどうなっているということをつかんで走らせます。ですから、こちらが日中の時間帯に集約して、そこら辺がどれくらいの精度で主管部局から情報をいただけるのかというのもそれはわからないのですけれども、もしあったとしても、事業所の方でその情報を把握するということが、もう先に行われているというのが実態でございます。

その中で、今後も特に除雪ということに限らず、それは一つの冬期間における例で指摘されているのだと思いますので、そういうもので何か新しく、やはりきちんと効率的に事業所がサービスを展開するために必要なものがありましたら、これまでの情報提供の中に加えていきたいと、そういう考えではおりますので、その御指摘の取組はその一つだというふうに受け止めさせていただきまして、いろいろな角度から、前向きに必要なものが何であるかを検討していきたいと思っております。

成田（祐）委員

小さいところというふうに今こだわっていますけれども、せっかく善意でやっている事業所をなくしたくないということと、やはりこれから小樽市が高齢化する中で、そういった事業所を守っていきたいという部分が強くありますので、そういったものに金をかけずに情報という形で効率化が図れるのであれば、それが一番今小樽のできるすべてかと思うので、そういった取組をぜひやっていただきたいと思っております。

ペットのふん回収袋保持率について

ペットに関すること、特に飼い犬に関することなのですが、今までも本会議や委員会での質問等でさんざん出てきていると思うのですが、保有しているペット数、飼い犬の数、それとふだんペットを散歩されている方が排せつ物を回収するような袋を持っていますね。その持っている袋の保有率のパーセントを表していただきたいのですが、

（保健所）生活衛生課長

ペットの保有者数については、犬の狂犬病予防注射の実施数で答えます。平成18年度につきましては、狂犬病予防注射実施数は4,846頭でございます。

また、排せつ物を回収する袋、ふんの始末袋ですが、これはほとんどの方々が持っているというふうに認識しております。そういうことで詳しくは把握しておりません。

成田（祐）委員

今までも伺うと、ほとんどがふんの始末袋を持っている。ほとんどの皆さんがマナーを守られているとおっしゃっているのですが、結局その割合というのは大体守られているという、あいまいな言葉で表されていて、わからないのです。これが改善されているのかどうかというのわからないわけです。その部分でしっかりとした数値を出していただきたい。例えば、4,800頭という数があるのであれば、200ぐらいサンプルをとれば、ほぼ正確な割合で、回収している袋を持っている人の割合というのが出ると思うのです。200頭を調査するといっても、そのために一人が朝から晩までというのではなく、例えばふんの始末袋を渡す啓発活動の過程で、袋を渡すのだから、その人が持っている持っていないかはすぐわかりますね。カウンターでも持って歩いて、この人は持っている、持っていないと計測すれば、一石二鳥でできるわけですから、今もたぶん啓発活動もされていると思うのですが、1年ごとに大体どのぐらいの人が持っているのかという割合を出して、今後の対策につなげていただきたいと思うのですが、どうですか。

（保健所）生活衛生課長

現在もふんの後始末の啓発について、苦情相談の際、街をきれいにし隊とか、ペットの飼い主さがし等の各種イベントの際に行っております。また、啓發文書も町内回覧として行っているところです。

ふんの後始末の携帯物については、調査をしておりますが、実態調査といいますが、そこら辺も検討をしてみたいと思います。今、おっしゃっていたように、犬の散歩をしている人を対象に、サンプル袋みたいな形を啓発用に用意したしまして配布、そしてその際に、実際に袋を持っているかどうかの確認、こういうようなことを実態調査として期間、場所を選定しまして、実施することを検討してみたいと思います。

成田（祐）委員

やはりふんの始末袋を持っている、持っていないという話は、飼い主のマナーやモラルがあるかないかということで、今回は排せつ物に関してだけ今言いましたけれども、ほかのことのマナー違反に関しても、やはりそういうものというのは現れてくると思うのです。やはり実際の割合というものを示して、しっかりと次の年に実際やっている啓発活動が意味のあるものなのかということをしっかりチェックしていただきたいと思います。

高校等の中途退学者に対する相談窓口について

3点目に、高校等の中途退学者に対する取組を伺いたいと思います。

高校になると、私立か、道立というのがほとんどなので、一度ここをやめてしまうと、正直言うともうどこもフォローしてくれないわけなのです。特に、道立高校だと、道なので、結局離れて、小樽市に住んでいても手を伸ばしてくれない。しかも、やはりやめる生徒に対して、学校は非常に冷たいのです。私は高校3年生の3月で中途退学していて、やはり一回ここで中途退学というものを経てしまうと、そこから戻ってくるというのは非常に大変なのです。いろいろ差別的な目で見られるとか、若しくはそうではなくても、次に何かやろうと思ったときに、そ

の指針がほとんど与えられない、自分で探さなければいけないということで、かなり孤独になってしまうという部分があると思います。管轄は道かもしれないけれども、でも実際に小樽に住んでいるわけですから、高校の中途退学者について、例えば教育委員会に行って、月に 1 回進路相談に乗ってあげるような、そういったフォローというものを今後していくことというのはできないですか。

教育部川田次長

今の高校の中途退学者の関係なのですけれども、確かにお話にあるように、私ども教育委員会では、小学校、中学校、幼稚園という形になってございまして、高校については、道教委でございます。ただそういった形にはなっていますけれども、現在、中学校の校長と高校の校長が、私立も合わせて年に数回ほど、中学校から行った進路状況とか、そういったことについて会合を持ってございます。その中で、中学校の教育内容とか、それから今お話にあるような中途退学の状況とか、そういったことにつきまして情報交換などをしながら、実態についても把握をしている状況でございます。そういったことを受けて、私どもの方も高校とそういった連携をしているわけですが、例えば今お話にあったフォローの関係ですけれども、高校の方でも中途退学者につきましては、やめるとき、いろいろな状況があって中途退学するわけで、家庭の状況とか、経済的な状況とか、いろいろな形でやめるわけですが、そういう中で、やめる際に、高校側としては進路相談と申しますか、そういった相談を受け付けていまして、例えば経済的な事由でやめる場合ですと、定時制のこともありますから、そういった部分に編入するなどといった相談は受けているというふうには報告を受けております。

成田（祐）委員

窓口として、道教委という部分があるのはわかるのですが、一度中途退学をしてしまっただけで、では道にかかわることが実際生徒にとってあるのか。やはり目に入る情報というのは、その市にあるものがたぶん一番近いし、間近に見えるものだと思うのです。その市の中身の部分はもしかしたらそういった道からの手伝いを得るかもしれないと思うのですが、その窓口、入り口という部分だけでも何とか市で取り組んで、そのやめてしまった若者が実際に住んでいる市の一番見やすいところ、わかりやすいところに、例えば広報おたるに載せるのでも、何に載せるのでも方法はあると思うのですが、そういうことをやっているというのをしっかり認識させるということの方が優先順位だと思うので、そういった部分で非常に難しい連携をとらなければいけない問題だと思うのですが、ぜひ小樽に住む若者を一人でも減らしたくないので、そういった取組をしていただきたいと思いますが、どうですか。

教育部川田次長

確かにお話は十分わかるのでございますけれども、いろいろな形で高校を中途退学する。大学入学資格検定をとるためにやめる方もいれば、経済的な事情、それから高校の教育内容に不満といいますが、ちょっと物足りなさを感じてもう行きたくないとか、そんな事情がいろいろございまして、先ほど申し上げましたように、高校を中途退学する際に教師による進路相談というのがございますので、ただ、教育委員会としては、道教委の管轄である高校の生徒に対して、相談を受けるという立場には、今のところちょっとございませぬので、そういう形の中では、今お話のようなその窓口などを設けるという考えは今のところございませぬ。

ただ、先ほど言いましたように、高校と中学校の校長の連携の会合がありますので、そういう中で今の御意見が反映できるかどうか、それは高校と中学校の校長会の方にも話をしていきたいと思っています。

成田（祐）委員

非常に難しいというのは、今答弁を聞いてわかったのですが、やはりやめる状況にもいろいろあると思うのですが、それをきっかけに何か発散するわけではないですけれども、それを行って、何か家庭状況でおかしな部分を聞けるような場所があるというのも、ある意味、高校をやめてそこから進学とかそれだけではなく、そういった何かちょっとした問題を抱えてしまった元生徒から話を聞くといったフォローをする体制というのは必要だと思うの

で、例えば中途退学者に限らず、そういった若い人のための何かしらそういう相談機関というのはできないのですか。

（教育）指導室長

実際に、小樽市教育委員会の相談窓口ということで、市の広報等に出しております、高校生を持つ保護者の方などからもたまに相談の電話が入るのですが、私どもは、小中学校の担当ですので、責任ある回答がなかなかできないものですから、後志教育局に進路相談窓口がございますので、そちらの方に相談するように紹介して、取次ぎのような形なのですけれども、そういうような対応をさせていただいております。

また、生徒指導の問題などにかかわっても、この教育相談窓口で保護者の相談を受けておりますが、進路にかかわっては、小中学校の担当としては本当に責任ある回答ができないということで、後志教育局の方へ回している状況でございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

中島委員

皆さんのお手元に出してあります質問項目の中身が一つ抜けておまして、介護保険の問題については、介護保険課長ともやりとりをしていますので、質問したいと思います。

介護保険の剰余金について

介護保険について聞きます。

議案第 4 号が出ていますけれども、介護保険事業特別会計補正予算です。今回は 3 億 7,330 万 158 円、大変な剰余金を出しています。国や道、支払基金に精算した残り 1 億 9,863 万 5,537 円、約 2 億円近くを介護給付費の準備基金に積み立てるという提案になっています。

なぜこのように多額の剰余金が出たのか、説明願います。

（福祉）介護保険課長

平成 18 年度の繰越金 3 億 7,330 万円が発生した理由としては、大きく言いますと二つあります。

一つは、給付費の方が見込みよりも少なかったということで、給付費の不用額が出ている。そのため、保険料が結果的に余剰となった。この二つが大きな理由なのですが、もう一つ、細かい理由を言いますと、第 1 号被保険者数が、予定していた見込み数よりも増加している。これは、当初の平成 18 年度事業計画の数値の見込み方が、平成 12 年度の国勢調査での比率を基につくるという、全国的なつくり方をしたために、小樽市のように高齢化の伸びが著しい保険者については、結果として被保険者数が見込み数よりも多くなったと、そういうことでの保険料の増加部分が出てきたということもございます。

それから、税制改正におきまして、平成 18 年度の改正で激変緩和措置というのがございました。激変緩和措置という制度を始めました。これは 3 年間で税率を上げていくという措置ですが、これは非課税者が課税者になる、収入には変わりはないのですけれども、老年者非課税控除がなくなることによって課税対象となってしまう、そういう方については、3 年かけて率を上げていこうという激変緩和措置なのですが、この見込みが当初の予定の数よりも、その該当者数が若干少なかったということがその細かい理由でございまして、合わせまして先ほど申し上げました 3 億 7,330 万円の繰越金を生じているということもでございます。

中島委員

常識的に考えても、金が残るということは、入った分が多すぎた、出るのが少ない。これはだれでもわかることだと思います。けれども、この自治体のかなり計画的な予算の中で、3 億円も狂うなんていうことはあまり考えられないことです。もう少し詳しく教えてほしいのですけれども、平成 18 年度に保険料を改定して、平成 19 年度から

3 年間分新しくしていますね。その保険料設定の段階で、今年度の介護保険料は昨年度に比べてどれくらい多くなっているのですか。

それと、税制改正で、激変緩和措置の見込みが狂ったと言いますけれども、実際には何人を予定して何人になったのですか。これは 3 年間ということですから、この影響は来年、再来年も続くということで考えていいのですか。

（福祉）介護保険課長

保険料は平成18年度から、平成18、19、20年度の設定になっておりまして、その前の保険料から比較しますと、約9パーセントの額で4,897円が平均保険料となっております。

それから、今の不用額を生じた理由についてですが、まず給付費の不用額ということでの説明をしたいと思えます。居宅と施設にサービスが分かれます。居宅の方のサービス費の不用額につきましては、約1億7,000万円、施設の方のサービスにつきましては、1億6,700万円、こういう数値が出ております。居宅介護サービスでは、主な理由として4点あります。訪問介護において、利用者数の実績が見込みの人数を下回った。それから、1人当たりの平均報酬単価が、実績が見込額よりも少なかった。この影響が約2,400万円出ております。それから、特定施設の入所者生活介護におきまして、施設整備が実際には予定していたよりも進行しなかったということで、利用者が出てこなかったということで、約6,200万円の不用額が出ております。それから、住宅改修費というサービスにおきまして、利用者数の実績が見込み人数を下回ったことと、1人当たりの平均改修費の実績が見込みよりも少なかった。このことによる影響が約2,200万円。それから、支援サービス等諸費におきまして、利用者数の実績が見込み人数を下回ったことによる不用額が3,100万円。主なものでは、このような四つが居宅介護サービス費で不用額を生じた理由となっております。

施設介護サービスにおきましては、2点大きなものがありまして、療養型施設、いわゆる療養型病床におきまして、利用者数の実績が見込み人数を下回ったことにより、不用額が約1億2,400万円生じております。それから、特定入所者介護サービス費において、利用者数の実績がやはり見込み人数を下回ったことで、3,300万円。これが、施設の主な不用額の理由となっております。

それから、先ほどの保険料の部分で話します。この給付費が少なくなったために、保険料の余剰が生じたという部分で、それは剰余金としてこの部分の算定は8,700万円。先ほど言いました第1号被保険者数の増加、この部分では当初の見込みより賦課時点で約300人増加し、年度末時点ではさらに約500人増加したということで800人の見込みとの差が出てきております。それが剰余金で約2,700万円の額となっております。それから、激変緩和措置の対象者数を当初の見込み人数では約8,000人を見ておりました。ところが、決算では約5,000人で、約3,000人の減少した数値となっております。これが、不用額とそれから保険料の剰余金の主なものでございます。

それから、激変緩和措置の対象者数は、これも今年度にも同じように算定しておりますので、影響額というのは出てくると思います。

中島委員

保険料を10パーセントも引き上げて、実際には国の指標がもしもせんけれども、6年前の人口状態を基にして、3年間の保険料を決める。狂ってくるのは一般的に考えても到底当たり前だと思うのです。ましてや高齢者がどんどん増えているこの時期に、6年前の指標を使って、向こう3年間の利用実態の計画を立てること自体が、私は非常に納得がいかない思いがするのですが、これは小樽市の責任だとは思いませんが、初めからこういう過剰な介護保険料を設定するような仕組みがあったとしか思えないのです。まして、利用件数も大幅な激減です。この金を結局2億円近くも残して、そのまま準備基金として積み立てるといことが適切な使い道なのかという点については、大いに疑問を感じます。準備基金というのは、一体どういうものであって、現在、ここにも積立金があるのですか。

（福祉）介護保険課長

準備基金につきましては、市の条例で、介護保険の保険給付に要する費用等の財源に充てるために積むというこ

とで設置されております。現時点では、準備基金につきましては、平成15年度から積んできておりまして、現時点での準備基金の残金は、平成18年度末で 3 億8,216万7,000円となっております。

中島委員

介護保険制度が始まったときも、最初の保険料設定で、小樽市は大幅に赤字を出して、財政安定化基金から基金を借りて、現在も返している最中だと聞いていますが、この安定化基金への支払計画の進行状況を教えてください。

（福祉）介護保険課長

平成12年度から平成14年度まで、保険料が不足するために、財政安定化基金から貸付けを受けました総額が 4 億 8,272万5,000円、これを翌期から返していくという、通常は3年間で返していくということになりますが、その返し方が次の期の保険料に影響を及ぼす、介護保険事業特別会計に影響を及ぼすような場合については、それを6年、9年と、9年まで延ばしていくということが可能であります。それで、平成15年度から23年度までの期間で償還していくという計画でスタートいたしました。平成15年度が年額5,363万7,000円、平成16年度と平成17年度からは5,363万6,000円ずつ返してまいりました。平成18年度からは、財源がございましたので、2年度分を1年で返していくという繰上償還を始めております。つまり、年額1億727万2,000円を平成18年度では返還しております。平成19年、20年度と同額ずつを返済していきまして、平成20年度で完済する計画になっております。

中島委員

その額を返す計画を入れても、準備基金としては残る額になりますね。3億8,000万円ほどある中に、今年1億9,000万円が積み立てられるわけですがけれども、1億円ずつ返して、平成20年度まで払ったとしても残る額だと思いますし、それはそれで返還金として予定になっているわけですから、この剰余金とはまた別の計画で返す中身になっているはずで。介護保険の場合の剰余金の扱いですがけれども、一般会計の黒字分というのは、半分、財政調整交付基金に入れる、こういうルールがあります。介護保険の場合、こういうふうに残った剰余金について、何かルールはありますか。

（福祉）介護保険課長

剰余金につきましては、基本的に準備基金の条例の中に、保険給付に要する費用の財源に充てるために、この基金に積むことができるという規定がありまして、それを率にして幾ら以上積まなければならないという、そういうふうな規定というのはございません。ただ、この基金を設けた趣旨といいますのは、保険給付に要する費用に不足が生じた場合のために積んでいくという、そういう性格なものでございますので、剰余金が出た場合には、基本的には今この基金の中に積んでいくという措置をしております。

中島委員

3年ごとに介護保険料を見直すというのがこの保険制度の仕組みなのですがけれども、こういうふうに残剰金が出て積み立てられてきた場合に、この基金については、最終的にどういう使い方をすることになるのですか。

（福祉）介護保険課長

現在は、先ほどの償還計画のように、財政安定化基金貸付金への償還を優先しております。平成20年度の完済後の基金の用途につきましては、償還の財源という用途がなくなるわけですから、残されたものとしては本来のあり方です。保険給付に要する費用の不足が生じた場合ということから考えますと、今後、次期の保険料の設定が、平成21年度から平成23年度の3年間の保険料を設定するときの次期保険料軽減のための財源という選択肢も一つございます。そのほかに、支給限度額という基準がございます。それを上回る額を上乗せして、サービスを利用している方に対して上乗せ分を負担するための財源として使うという、そういう使い道もございます。それから、保険給付外のサービスを受けている方もいます。その保険給付外のサービスを「横出しサービス」といっているのですが、その財源に充てるという使い道もございます。今、考えられる使い道というのは、この三つでございます。

中島委員

私は、保険料も予定よりも多く入った。施設も在宅ですが、サービスは利用予定が大幅に下回った。詳しいことはここでは質問しませんけれども、その結果の剰余金なのです。これは介護保険サービスを利用する皆さんに、どうやって利用していただくか。返していく、そういう役割を持つ剰余金だと思うのです。いつかどこかで足りなくなるために積み立てておく基金ではないと思いますから、今、介護保険課長がおっしゃったように、介護保険料を引き上げるために使う、あるいは現在は利用料の 1 割負担でやっていますけれども、最も使われるサービスを 5 パーセント引きにするとか、何らかの形で市民の皆さんに返すということをぜひ検討していただきたいと思うのです。このまま積立金として残しておくということは、高齢者を対象にした介護保険制度の中身からいっても、不適切な結果になると思います。

ここにいっぱい積立金を残して、一般会計が大変だから、ぜひ貸してくれと言われたら、貸し付けることもあるのですか。

福祉部長

今、平成18年度の介護保険事業特別会計の決算を介護保険課長からも説明したのですが、平成18年度は制度改正ということもありました。それと、そういうことに伴って、当初スタートのときに、見込みがやはり間違っていたということで、財政安定化基金から借金をしなければならなかったということも一つです。借金してやるということになると、やはり皆さんの保険料にしわ寄せが行くという大きな問題があるのです。ですから、この辺の見極めというのはかなり難しいのですけれども、なるべく間違えないようこれからもやっていかなければならない。なるべく借金をしないように、保険料にしわ寄せが行かないように考えていかなければならないということも間違いない部分。この平成18年度の制度改正で、基準単価が変わったり、そういう中でどの程度この給付というものがあるのか。給付もこれくらいしかないというふうに見てしまうと、上回った場合に、介護保険事業特別会計がまたいわゆる赤字と申しますか、狂ってしまうことがあるのです。だから、こういう面がありますので、間違いのないだろうというところは見ていかなければならないということも、平成18年度の制度改正の中では実際にあったということです。

そういうことから、実際に平成18年度の状況としては、そういう剰余金が発生したということと、それと平成19年度で超過交付金がありますので、この中から返還をしなければならぬということもあります。そういう返還をした中で、基金に積み立てるというのが 1 億9,000万円なのですけれども、今話があったように、まだ借金が 1 億円残っていますので、平成20年度が最後になりますけれども、残った 1 億円の借金を早期に返していく。そういう中で、第 4 期の介護保険計画の保険料を幾らにしていくのか。果たして、今、中島委員がおっしゃるような保険料の軽減に充てる財源として生み出せるかどうかということもあるのですけれども、もう一つ不透明な部分というものもあるのですけれども、それは療養型ベッドは医療と介護があるのですけれども、これを平成23年度、24年度までに再編成していかなければならないという問題があります。医療のベッドは15万床、それで介護の長期療養ベッドが全くなりまして、すべて老人保健施設とか、そういった施設に降りかかっていくわけです。だから、そういった中で、医療から介護に来る部分がありますので、医療の方をなるべく少なくして、介護保険の方に給付を厚くしていこうという国の考え方がありますので、さらにこの介護保険の行方というのはまだつかみにくいところもありますけれども、いずれにしても借金として 1 億円が残っていますので、来年度はこれを返して、それからしっかり見極めていきたい。あと、現状で軽減できるのかどうか、その辺も含めてじっくり検討させていただきたいというふうに思います。

財政部長

介護保険事業特別会計の方の基金で残高がかなりあるので、一般会計で借りることはないのかという話ですが、保険制度の一定のその財源の仕組みの中で積み立てていく基金でございますので、おのずとそういう性格は持った

基金ではないかと思っております。それはともかくといたしまして、今、一般会計で幾つかの基金から借り入れておりますけれども、その場合においても、その 1 年間で基金に使う予定がなく、そして基金を一般的に運用するよりも、若干上回る利率をつけた中で返すという運用をしておりますけれども、申し上げましたように、介護基金というのはそういうふうな性格を持った基金でございますので、まずはどういう目的にその基金が使われていくべきものなのか、その辺のところは原部の意向もよく聞いた中で判断していきたいと思っております。

中島委員

福祉部長はそうおっしゃいますけれども、既に準備基金に 3 億 8,216 万円積まれていて、今回また 2 億円近く入るのです。1 億円の借金なんかきちんと返せると思います。既に残るはずなのです。この残った金を市民に還元するべきだというのが私の意見でありますから、そこはあいまいにしないで、そういう方向を検討していただきたいと思っております。

後期高齢者医療について

次に、後期高齢者医療問題について質問いたします。

安倍元首相の突然の退陣で、自民党の総裁選が始まっています。候補者の一人である福田元官房長官は、後期高齢者医療保険制度の前期高齢者窓口 1 割負担分を、2 割引上げるという提案内容をやめるという方針を出して総裁選に臨んでおります。みずからが提案してきたこの制度を実施する以前に変えたいと、こうおっしゃるような、なかなか問題のある制度だということが、これでも明らかだと私は思います。内容がわかるにつれて、国民的な批判が高まり、このまま進められるかどうか、問われることになると思います。

最初に、保険料の問題ですけれども、東京都の後期高齢者医療広域連合で保険料を試算しております。今回は、個人の収入も出して、一人ずつの介護保険料まで計算しています。ここは財政力の豊かなところなので、調整交付金というのが 30 パーセント交付されたということで計算したらしいのですけれども、年額の平均で最高のところで 15 万 5,000 円、最低のところでも 9 万 6,000 円という数値が出たそうです。これは、厚生労働省が試算で示した年額 7 万 4,000 円を大幅に上回る数値でした。収入別の 1 人当たりの保険料も試算しましたが、現在、納めている国民健康保険料の額を 1.1 倍から 2 倍以上、上回る額になったところが少なくありません。厚生労働省の試算は一体どこに基づいたものかということで、今、東京都では大問題になっています。北海道も医療費の高い地域として、7,000 円はかかると、こういう話でしたけれども、実際に個人の保険料計算で明らかにした場合に、東京都と同じように、はるかに高い保険料になるということはありませんか。

（福祉）渡辺主幹

東京都で試算したということで、それと比べると、厚生労働省が以前に出した保険料、それから北海道でも同じような基準で出した保険料に比べると、高い数値です。今後、北海道後期高齢者医療広域連合が出した保険料はどういうような見込みかというようなことだと思います。

仕組みとしまして、保険料率は北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者の医療給付費は全体の高さに応じて設定される仕組みとなっています。北海道内の対象者 1 人当たりの平均の保険料で全国平均の約 1.2 倍となっております。そうしますと、仕組みからいって、医療費の高い北海道については、厚生労働省の出した全国平均より上回る。これにつきましては、北海道が試算したのと同様の形です。ただ、この部分で、東京都の試算の詳しい中身はわかりませんが、そもそも厚生労働省や北海道が当時試算した中では、基本となるのは医療給付費のみで考えられてきておりますけれども、その中には葬祭費や保健事業、こういったものも最終的にはすべて含んだ上で計算されることとなりますので、当初の想定よりは高くなっていくだろうというふうに考えております。

中島委員

先ほど山口委員が年金生活者の実態について触れておりましたけれども、負担できる額かどうかということではなくて、一律に保険料を払うという応益負担制度が導入されたことによって、大きな問題になってきていると思

ます。私はやはり今払っている国民健康保険料を超えない、これぐらいにするという一定の目安というのが必要なのではないかと思うのです。そういう点で、北海道後期高齢者医療広域連合議会においても、現在の国民健康保険料の水準を大幅に超えない、こういうことをぜひ意見として挙げていただきたいものだと思いますが、いかがですか。

（福祉）渡辺主幹

同じように東京都と比べたときに、東京都では後期高齢者医療制度の保険料が現在の、あるいは平成20年度の国民健康保険料と比べてどの程度上がるかというような計算をされておりまして、私たち北海道後期高齢者医療広域連合につきましては、まだそういった試算の目安も出てきてはおりませんが、年齢が75歳以上で切られると、そういう意味で、仕組みそのものが非常に国民健康保険に似通った仕組みとしてつくられております。その中で、国民健康保険と同じように賦課限度額を設けて、そういった意味で保険料の最高額が中間層にそう負担にならないようにというような仕組みで決められておりますけれども、賦課限度額については、既に厚生労働省なりで約50万円、現在、国民健康保険は53万円とか56万円と言われているようですけれども、これも来年の4月施行時まで、実際に計算されてこないとわかりません。今のタイムスケジュールでいきますと、11月に北海道後期高齢者医療広域連合議会の第1回定例会が開かれます。その中で保険料条例が提案されまして、その中で均等割が幾ら、所得割率が幾らというふうに決められるわけですが、当然それと並行しまして、9月25日から住民の意見募集ということで、現在、北海道後期高齢者医療広域連合が考えている保険料の中間報告的なものを示して、住民からの意見を募集いたしまして、それを北海道後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会に提案する中身に極力反映させていこうというような考えでおります。

中島委員

9月25日から、住民の意見を募集する予定とおっしゃいますけれども、今日は9月19日です。この間、私が一般質問のときにも、どうやって周知徹底を図るのかと聞きましたら、新聞、テレビ、ポスター、リーフレット、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページとおっしゃいました。いまだ新聞、テレビで見たことはございません。来週から始まるというこの意見募集の予定についても、市町村と連携してやるとおっしゃっていますけれども、具体的にどういうふうに進んでいるのですか。

（福祉）渡辺主幹

一般質問にもございましたけれども、確かにこの制度の周知のPR方法につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページ、そのほかに今考えておりますのは新聞、テレビ、ポスター、リーフレット、さまざまな方法でやろうとしております。

さらに、これらの実施時期についてですけれども、北海道後期高齢者医療広域連合の方の現在の広報計画では、テレビにつきましては、来年1月、1か月間、スポットコマーシャルで出す予定です。新聞広告につきましては、一応道内主要4紙という話で、9月末、12月、来年3月の3回が予定されております。あと、ポスターにつきましては、11月に張り出す。リーフレットにつきましては、来年3月に被保険者となる全員に配布する予定。時期的にはこういうような形となっております。もう一つは、北海道後期高齢者医療広域連合の区域が北海道を統一することがありまして、市町村をはじめとして北海道と緊密な連携をとらなければいけないということで、北海道との連携によって、10月下旬に新聞広告「みなさんの赤れんが」へ掲載します。それから、STVラジオの「赤れんが情報クリップ」で放送いたします。来年1月には、広報紙「ほっかいどう」へ掲載し、「みなさんの赤れんが」へ2回目の掲載を行う。このほか、180市町村につきましては、それぞれの市町村の広報誌に1月から3月の間に掲載してほしいというふうになっております。

住民意見の募集が9月25日から始まる予定となっております。今週中にはいわゆる住民意見の募集に必要な資料、具体的な内容は北海道後期高齢者医療広域連合の広域計画の素案、それから仮称ですけれども、北海道後期高

齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例案、これが中間報告と言われるものですがけれども、これらの資料を全市町村に配布して、市町村の窓口で見せて、その中で住民の意見を直接文書で出していただくか、郵便で送っていただく、このようなスケジュールになっております。

中島委員

綿密なスケジュールがあるということはわかりましたけれども、これで本当にこの徹底ができるかということ、1月から3月が中心です。市町村の窓口条例案を置いておいて、だれがわかるのですか。8月の広報おたるに出したというのでよく読んでみましたけれども、ちっともわかりませんでした。私だけではなくて、周りの方も何かよくわからなかった。説明してほしいと言われまして、少なくとも市民が見てわかる中身で出さなかったら、周知徹底にはならないのです。その点で、一番市民に身近な小樽市役所の皆さんが、何とか工夫して知らせるということが大事だと思うのです。そういう点で、出前講座でも150人ほどの方に説明されたと言っていましたけれども、市内の老人施設や病院、市のかかわる市民講座に積極的に出て行って、説明してほしいと思います。去年、今年の市民税徴収のときに、知らなかったと波のように押し寄せる市民に、受付の市職員が大変な目に遭ったことは、皆さんよく覚えていると思うのです。来年の4月、5月はこの比ではないこととなります。私たちはそういうことを避けるためにも、やはり皆さんの合意を得て、この中身を進めていこうと思ったら、きちんと話を聞くという必要があると思うのです。

この北海道後期高齢者医療広域連合の全体の計画としては、1月、10月とかなり遅い時期になっていますので、小樽市独自でも何とか工夫した周知徹底方法を検討いただきたいと思いますがいかがですか。

（福祉）渡辺主幹

主体的には、北海道後期高齢者医療広域連合が広報の事業計画を練りまして、そしてそれを基に180市町村の協力を得てやる。出前講座なんかという話もございましたけれども、北海道後期高齢者医療広域連合の事務局は現在札幌市にありますけれども、それで180市町村に赴いてやるというような体制がなかなかできない。それがために、各市町村において実際にやっておりますけれども、日常的にいろいろな催しとかそういうものがあれば、積極的にそういう場で啓発を周知してほしいと、そういう話もありまして、小樽市につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、出前講座というのを設けておりまして、その中で老人クラブを対象にやっております。現段階では7団体250人の申込みがありまして、既に五、六団体終了しております。あと、確かに全市民的にこちらから積極的に機会をなかなかつくるのは難しいのですけれども、日常的には市の担当窓口チラシを備えつけて、来客された方にチラシを配布しております。あと、今年ありましたふれあいパスの交付の会場、それから、9月17日の敬老の日、市民センターで行われた敬老の集い、こういった会場において、いわゆる制度のチラシの配布を行うと、このような形でやっています。当然、これからもさまざまな機会を利用しまして、制度の周知に小樽市としても努めていこうというふうには考えておりますけれども、ただ、その速報性とか、そういった部分につきましては、やはりホームページあるいは新聞広告、こういったもので出して知らしめていくのが一番早いというふうには考えてございます。

中島委員

今回は、包括医療制度、定額制、75歳以上の医療内容の制限を盛り込むという政府の方針です。詳細はまだ決まっていませんけれども、それを反映して、75歳以上の健診は任意だということになっております。結構元気な方がいっぱいいるわけですから、ぜひ健診は続けるべきだと私は思いますが、これは北海道後期高齢者医療広域連合の判断になります。75歳以上の健診については、どのように考えていますか。

（福祉）渡辺主幹

おっしゃいますとおり、後期高齢者に対する保健事業は、制度の改正によって、北海道後期高齢者医療広域連合の努力義務という形になっております。ただし、北海道後期高齢者医療広域連合では、現在、市町村国民健康保険とか、そういったところの協力の枠組みを得て、健康診査は実施する方向で検討を進めている最中というふうに関

いています。

中島委員

もう一点、現在、国民健康保険で実施されている保険料滞納者に対する制裁措置としての資格証明書の発行です。これも、高齢者75歳以上に実施するということが決められました。この間の私の質問に対して、市長は、資格証明書は出したくない、そういうふうにおっしゃっていましたが、市長が出したくないと言っても、国が決められているのですけれども、北海道後期高齢者医療広域連合としてこの資格証明書の発行について、どのような検討をしているのですか。

（福祉）渡辺主幹

資格証明書につきましては、現在、国民健康保険で制度として取り上げられているのと同様に、短期証を含めて導入される予定になっております。主体は北海道後期高齢者医療広域連合ということで、資格証明書の交付決定、これについては北海道後期高齢者医療広域連合で行うこととなります。ただし、実際の相談窓口となるのは市町村ですので、北海道後期高齢者医療広域連合としては、市町村の窓口で被保険者の生活実態を把握するなど、十分連携をとりながら、資格証の取扱いについて知らしめることが必要であると同時に、北海道後期高齢者医療広域連合においても機械的に資格証明書を発行することなく、今後、整備を進めていきたいと。

なお、詳細については、今おっしゃったとおり、現在、検討中でありまして、今後、北海道後期高齢者医療広域連合の部会の中で、いろいろと検討が進められていくというふうに考えております。

中島委員

ぜひとも資格証明書は発行しないような方向、しなくて済むような形で検討を重ねていただきたいと思います。

国民健康保険について

続けて、国民健康保険にかかわる問題について何点が聞きます。

一般質問の答弁では、75歳以上の高齢者が国民健康保険から新しい制度に移行することで、保険料の収納率は約2パーセントほど低下する見込みだと答弁しております。今回、資料要求で、小樽市の国民健康保険料、収納率とペナルティの実態についていただいておりますけれども、これを説明しながら、2パーセントの低下になるということは具体的にはどういう形になるのかを説明してください。

（市民）主幹

ただいまの御質問でございますが、平成18年度決算の数値で申し上げますと、国民健康保険に加入されている75歳以上の方々の現年度分の収納率というのが99.37パーセントでございます。それから、75歳未満の方々の収納率というのが91.23パーセントでございます。このかい離というのがマイナス2.73パーセントということになっている。国の方でも2ないし3パーセント落ちるだろうということで、一番収納率の高い75歳以上の方がここから抜けて後期高齢者医療制度の方へ行かれる。そういうことでございまして、さらに今回資料で配りましたこの収納率は国の平成18年度の92.27パーセントで見えますと、ただいま申し上げましたように、約2.73パーセント落ちるだろうというような形になりますと、ペナルティというものが概算で約6,000万円、今の制度のままでも何も変わらないということで収納率だけが落ちるのだということだと、約6,000万円程度のペナルティが発生するというふうに思います。

中島委員

大変に大きな影響がでると思いますが、このペナルティの制度自体、私は納得できる中身ではないと思いますが、新制度によって起きてくるこういう問題について、適正な対応を求めることがやはり必要だと思います。

次に、後期高齢者医療制度の財源は、4割は他の保険からの支援金ということになっています。どういう仕組みで支払われる形になるのですか。

（市民）保険年金課長

後期高齢者医療支援金の関係ですが、議会でも答弁を申し上げましたように、平成20年4月から、今まで国民健康保険が老人保健の方に拠出していました老人保健拠出金、これがなくなります。そのかわりとして、75歳以上の医療の部分につきまして、後期高齢者医療支援金というような形のものを拠出しなければならなくなった。それで、現在、保険料の徴収、賦課の部分につきましては、介護分と医療分の2本立てでございます。ただ、平成20年4月になりますと、医療分、介護分、後期高齢者分の3本立てになります。したがって、先ほど老人保健が落ちるといふ部分では、医療分の金額が落ちて、新たに後期高齢者支援分が出てくる。それで、その支援金の部分につきましては、国民健康保険に加入している方々に納めていただきまして、市として一括して社会保険診療報酬支払基金の方に支払いをする。そして、国民健康保険なり、全国の国民健康保険被保険者なり社会保険、そして共済保険の方からも、それぞれの見合い分のその後期高齢者医療支援金が社会保険診療報酬支払基金の方にプールされる。それを各都道府県の後期高齢者医療広域連合のほうに、また基金のほうから支出する。現在のところそのような流れを考えていると伺っております。

中島委員

つまり、現役世代の皆さんの保険料に、介護分のほかに支援金分が追加される。決してこれは後期高齢者の皆さんの問題になっているのではなくて、すべての国民の皆さんにかかってくる新たな保険料負担分が増えるということだと思っておりますけれども、介護保険との違いというのはあるのですか。介護分と支援金分の違いというのはありますか。

（市民）保険年金課長

まず、大きい部分は、介護保険の場合も、第2号被保険者の40歳から74歳までを保険料の対象にしている。ただ、先ほども申し上げましたように、国民健康保険などの保険者の支援金につきましては、0歳から74歳、要するにその保険に入っている方は加入者を対象にしてその世帯割なり、そういうふうな形の部分で所得割、世帯単位の保険料になりますので、その世帯の所得割、均等割、平等割と3本立ての中で保険料を徴収させていただくと、そのような形になります。

あと、支払のほうにつきましても、現在、まだはっきり見えてきていないのですが、国のほうでは介護保険の場合は介護納付金というような形で、一括してこれだけというような形の金額が来ているみたいなのですが、国から現在示されたシミュレーションの部分を見ましたら、とりあえず全国的にプールした単価を示して、その単価の部分に被保険者の人数を掛けている。ただ、その中から国庫補助金とか、控除財源を引いて、残りの部分を保険料としてそれぞれ市町村が集めると、そのような形になるのかと現在考えてございます。

中島委員

その単価というのは幾らになっていきますか。

（市民）保険年金課長

まだ、単価自体が結果的に、給付費なり、そういうふうな部分の数値が見えてきておりませんので、正確な数値では出てきておりません。ただ、国のほうでは大体4万1,000円ぐらいの数値になるのではないかと。ただ、先ほども言いましたように、これは社会保険とかそういうふうな部分も同じで、4万1,000円、社会保険の事業主半分、そういうふうな形で大体2万円ぐらいの部分になる。ただ、国民健康保険は先ほども言いましたように、その部分に人数を掛けて、それに対して国のほうからの補助金なり、そういうふうなものを除いて人数で割り返すという形になりますもので、保険料の部分は未定というか、まだ算定できないような状況でございます。

中島委員

いずれにしても、0歳から74歳のすべての皆さんに後期高齢者医療支援金を払わせる、こういう新しい制度が4月から始まるわけです。黙って賛成するというにはならないと私たちは思っておりますが、ぜひ見直し、凍結

も含めて検討する時期ではないかと思えます。

最後に、65歳以上の国民健康保険被保険者世帯にも、来年4月から保険料天引きになるのですけれども、これはいつお知らせが入るのですか。

（市民）保険年金課長

まだ国のほうでも、具体的にどういうふうな形の部分を年金から天引きするか。それで、市長も答弁させていただいたのですけれども、とりあえず世帯が条件のほかに、ただ、例えばその世帯の方の年金の金額が18万円以上でなければならぬとか、介護保険料と合算して2分の1を超えたらだめとか、そのような形の部分の制限がございます。それで、私どものほうも国民健康保険中央会のほうから、年金対象者のリストをいただきまして、今言った条件の部分を合致して、市としましては、例えばこの人は市で考えたら特別徴収になりそうなのだけれどもというような形ではなくて、あくまでもそのリストを基にして、そのリストを結果的に落としていくだけの作業になりますもので、そういうふうな部分が実際にまだ全然来ておりません。今の時期に、いつぐらいに示すことができるのかというような部分は、答弁できないのですが、ただ、先ほど後期高齢者医療担当主幹から答弁があったと思いますが、後期高齢者医療制度の方も年金からの天引きでございます。したがって、そこと同じような制度ですので、年齢の違いだけの部分がありますので、お互い連携をとりながら、小樽の広報なり、私ども保険年金課はホームページを持っていますので、その部分の活用をしながら、4月1日に円滑に移行できるようには考えてございます。

中島委員

妊産婦健診について

それでは、妊産婦健診について質問します。

奈良県で、救急搬送された妊婦が、3時間余り受入先が決まらずに子供を死産したことが社会問題になっています。その後、札幌市でも同様のことがあったりして、この妊産婦が5か月だったということですから、一度も産婦人科を受診していなかったということがまた話題になりました。

妊産婦の健診というのは、妊娠全期間で大体何回ぐらいの受診が必要ですか。

また、健診料というのは普通幾らぐらいかかるものなのですか。

（保健所）健康増進課長

妊婦健診の受けるべき望ましい回数につきましては、平成8年11月20日付けの厚生労働省通知「母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」の中で示されておりまして、妊娠初期より妊娠23週までについては4週間に1回、妊娠24週より妊娠35週までについては2週間に1回、妊娠36週以降につきましては1週間に1回となっており、これに沿って受診した場合、受診回数については13回から14回程度となります。

また、医療機関にかかる費用につきましては、小樽市の場合、1回の受診につき3,000円から4,000円程度となっております。

中島委員

妊娠中の健診料の負担軽減が求められていますけれども、小樽市では実施している部分があるのですか。

（保健所）健康増進課長

現在、小樽市におきましては、19週までの妊娠前期と、20週以降の妊娠後期のそれぞれ1回、計2回につきまして、妊婦健診の公費負担を行っております。

なお、生活保護世帯の妊婦健診の費用につきましては、公費負担以外の自己負担部分についても、一時扶助費として見ております。

中島委員

1回に3,000円から4,000円程度とおっしゃいますけれども、実際には検査すると1万円ぐらいかかることが、毎回ではありませんけれども、あるわけです。今年の1月、厚生労働省から、妊婦健診の公費負担拡大について通知

が出ています。予算を含めて、その内容はということだったですか。

（保健所）健康増進課長

平成19年1月16日付けの厚生労働省通知によりますと、まず、妊婦健診の重要性についてと公費負担の充実を図る必要性について示されており、特に地方財政措置につきましては、地方交付税として小樽市に配分されている部分が、少子化対策事業費として組み込まれておりますが、この地方交付税が平成19年度から拡大されていることになっております。

中島委員

例えば5回ぐらいは無料にしたほうがいいという部分もあったと思うのですが、札幌市は年度途中ですけれども、今年10月から無料健診ということで、公費負担分を1回から5回に増やしているのです。小樽市の計画はどうですか。

（保健所）健康増進課長

先ほどの厚生労働省の通知によりますと、望ましい妊婦健診の回数につきましては、妊娠8週前後に1回、20週前後に1回、24週前後に1回、30週前後に1回、36週前後に1回ということで、少なくとも5回の健診が必要と考えられていることから、5回程度の公費負担を実施することを原則としております。

中島委員

全道180市町村ですけれども、保健所を持っているのは札幌市、函館市、旭川市、小樽市、それ以外のところで、この厚生労働省通知に基づいて積極的な検討がされているということが今回わかりました。市町村で今年度から既に増やしたのが13、今年度中に増やすというのが16、来年度以降に増やす方向で検討しているのが114、何も考えていない、未定というのが32です。こういう計画、通知、交付税措置もするという中身ですけれども、小樽市は今後の方向について検討されているのですか。

（保健所）健康増進課長

小樽市の今後の方針についてであります。市内産婦人科での妊婦健診の受診回数について調べましたところ、おおむね医療機関の指示どおり、14回から15回程度を受診しておりまして、国で示している13回から14回という数についてはほぼ達成されており、国の通知で示しているレベルにはほぼ満足している状況となっております。ただ、今、委員がおっしゃっていましたように、妊婦健診の5回の費用負担については、他都市と同様、今後、前向きに検討していきたいと思っております。

中島委員

札幌市は既に10月から5回の無料健診実施です。函館市、旭川市について、何か情報を聞いていますか。

（保健所）健康増進課長

函館市につきましては、現在、年2回実施しておりまして、平成20年度から年5回にする方向で検討中と聞いております。

また、旭川市につきましては、現在1回実施しており、今後5回で検討中というふうに聞いております。

中島委員

小樽市も出遅れてはならないと、私は思うのですが、ぜひ全体の要請にこたえて、また、悲劇的な出産や胎児死亡をなくすためにも、5回というのも決してこれでいいということはないと思っておりますけれども、公費負担の拡大を積極的に図っていただきたいと思っております。

全国学力・学習状況調査について

最後になりますが、全国学力・学習状況調査いわゆる学力テストの問題について聞きます。

子供たちに対する結果の返却についてですけれども、一般質問では、答えは返さない、個々の正誤表については知らせないようにする、こういうふうに答弁されておりましたけれども、具体的にはどんな形で子供たちに返す形に

なるのですか。

（教育）指導室長

一般質問で教育長から答弁しておりますけれども、私どもが得ている情報は、設問ごとの正答や誤答の状況がわかる個表が返却されるということしか伺っておりませんので、詳細については不明でございます。

中島委員

普通、学校の教員は子供たちにテストをした後、それはふだんの勉強の到達点や現状を把握するという目的ですから、今後の教育の指導に生かすということでやった場合には、その中身を間違いは本人に知らせる、そして不十分なところを明らかにして、今後の学びにつなげるというのが普通だと思うのです。

今回、文部科学省が行ったこのテストは、一日がかりです。びっちり時間をとっているのです。こういうふうに行ったテストの結果が、どうやって今後の学びに生かされるのかという点で、個々の子供たちにとってどうなるかわからないという返事では、教育担当者としてはいかなものかと思うのです。

（教育）指導室長

個々の子供にどのような形で返されるかはわからないということで、この調査の目的は、学習の定着の状況を把握して、指導の改善に生かすことが大きな目的であると踏まえております。本市におきましても、昨年度、学習到達度調査を実施しておりまして、あおばとプランに基づいて、子供たちの学力の状況把握をして、学習指導の改善に生かしているところでございます。今回、実施されております学力・学習状況調査につきましても、このあおばとプランとつながって、子供たちの学力の向上に役立つ貴重な資料の一つだと、そのようにとらえて参加しているわけでございます。

中島委員

質問紙調査も同様に行われましたね。生活習慣、それからさまざまな家庭を通じて子供たちに、このときはどうしますかというような質問をしていますけれども、これはどういうふうにとらえて生かされることになるのですか。子供たちには返される形になるのですか。

（教育）指導室長

質問紙調査の活用についてでございますが、これにつきましては、昨年度、小樽市が独自に実施しました学習到達度調査の中でも、生活学習意識調査ということで質問紙調査を実施しております。その調査結果の分析につきましては、例えば勉強しても教員がほめてくれると感じている子供は、全体で25パーセントしかいない。このようなことから、教員が子供たちのよさをもっと認めて褒めるなど、学習意欲の向上を図る指導が必要である、また、勉強が生活に役立っていないと感じている子供が多い。そうであれば、日常生活との関連を築くような、そういう指導をしていかななくてはいけないのではないかと、学習したことが定着しているような状況が見られる子供は、基本的な生活習慣が定着している状況が見られる。このことについては、家庭にも協力を求めていかななくてはいけない。このようなことで、現在、各学校で学習指導の改善に生かすとともに、家庭との連携を図って、学力の向上に努めているところなのです。

文部科学省においても、このたびの質問紙調査も、学力との関係において、さまざまな観点から分析して学習指導の改善に役立てていくものと考えております。

中島委員

いろいろ意見はありますけれども、ここではあまり時間をとらないで、公表の問題について聞きたいと思います。公表はしないということで答弁をいただいておりますけれども、文部科学省はこういう分析データを公表しているのです。国全体の状況及び国立、公立、私立学校別の状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況、あるいは地域の規模に応じたまとめ、大都市圏、中都市圏、その他の市町村、こういうような形でデータを公表すると当初このように言っていましたけれども、これもすべて公表しないということですか。

（教育）指導室長

学校名を挙げますと、序列化や過度の競争につながるということで、学校名、市町村名を挙げて公表はしないということだと受け止めております。

中島委員

つまり、都道府県別とか、国全体の状況とか、そういうものは知らされるということになりますね。それでは、今、公表しないとおっしゃったけれども、こういうものは都道府県別で北海道のレベルはどれぐらいとか、九州、沖縄、東京、北陸など県別では出るわけです。それから、北海道として市町村名や学校名は明らかにしない、こうおっしゃっていますけれども、それぞれの学校は自分の学校の結果を発表するのも自分で判断していいと言っているのです。そして、公表しないということの意味は、それぞれの学校あるいは教育委員会が、みずからの判断で結果を公表した後においても、教育委員会や都道府県の道教委は公表をしない。こういう意味ですから、この説明を聞いている限りは、絶対に公表をしないなんていうことにならないのです。教育委員会と道教委は、それぞれの地域の教育委員会あるいは学校に絶対に公表をしないという約束をとっているのですか。そういう強制力というのはあるのですか。

（教育）指導室長

公表について、各学校に指導ができるかどうかという御質問だと思いますが、小樽市教育委員会が学校の設置管理者でございますので、所管の学校に対しては、市教委と同じスタンスをとるように指導してまいりたいと考えております。

中島委員

私は、結果的には、こういう問題で序列あるいは格差、そして学校としてのこの誇り、自分たちが一生懸命教えた子供たちの順位が全国で一番低かったなどということになれば、これはプライドもあるでしょうし、教育力の評価ということにもつながりかねない、そういうことが競争を生むのではないかと思うのです。どんなレベルでの公表もやめるべきだと私は思います。そして、こんなことを討議しなければならないような学力テスト自体が問題です。今回のことを経験にして、きっぱりと学力テストというものをやめるべきだという対応をされたほうがいいのではないかと思います。今回の一般質問の答弁では、親の判断でこのテストを受けさせなかった子供が 4 人いたと聞きました。親が受けさせたくないということもあると思いますけれども、受けた以上は結果を聞きたい、これもまた当たり前だと思います。そういうふうになったときに、裁判で争って、負けて公表した大阪府枚方市教育委員会の事例もあります。そういうことにまでなるような学力テストなのです。小樽市でも、こういう母親や父親がいて、公表するべきだ、裁判によってでも争うとし、そして負けたときには公表しなければなりませんね。どうですか。

（教育）指導室長

情報公開請求にかかわっての御質問だと思いますけれども、道教委のほうでも、小樽市の情報公開条例に基づいて、不開示情報として取り扱うよう要請が来ておりますので、小樽市においてもそのように対応したいと思っております。

また、この後、後志教育局のほうで教育長会議が開催され、この取扱いについて具体的な指導があると思いますので、それを踏まえて各学校に対しても指導していきたいと考えております。

教育長

指導室長のほうから何度も答弁してございますが、今回の文部科学省が行ったこのテストにつきましては、序列をつけるものではないという大前提がまずあるということをお理解いただきたい。それから、公表につきましても、先日私が答弁いたしましたように、公表はしない。序列化につながるような、そういう公表はしないということ

す。最終的にこのテストの目的は、教員に子供たちの落ち込んでいるところとか、指導方法の改善・工夫に生かされるのだという大きな目的で進めることがございますので、そのあたりを十分に御理解いただきまして、先日も答弁しましたように、小樽の子供たちがやはりきちんとした基礎・基本の定着に向けて努力する、そういう資料にしていきたいということだけは御理解いただければと思います。

中島委員

教育長の言っていることは、私はよくわかります。しかし、文部科学省の通達には、そういう抜け道があるということで、このままでいけば、そういう熱意にもかかわらず、公表をみずからするようないところもないとは言えない中身だということを指摘した上で、本当に公表したくない、序列化をしたくないのだったら、そういう通達そのものを見直す必要があるのではないかということを示し述べまして、終わらせていただきます。

委員長

共産党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。